

第二期
野辺地町子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和2年 1 月
野辺地町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	3
第2章 野辺地町の子ども・子育てに関する現状.....	4
1 人口の動向.....	4
2 子育て支援の状況.....	8
3 将来人口推計.....	11
4 ニーズ調査結果.....	12
第3章 子ども子育て支援の基本的な考え方.....	20
1 基本的な視点.....	20
2 基本理念.....	21
3 施策の体系.....	22
第4章 第1期事業計画の評価等.....	23
1 教育・保育.....	23
2 地域子ども・子育て支援事業.....	25
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	30
1 教育・保育提供区域の設定.....	30
2 教育・保育の提供体制の確保.....	31
3 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	36
4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	42
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	43
第6章 子育て支援対策の展開（次世代育成支援対策）.....	44
基本目標1 すべての家庭の子育てを応援.....	44
基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現.....	55
基本目標3 学びを通して親子が育つ環境づくり.....	61
基本目標4 安心・安全なまちづくり.....	67
第7章 計画の推進体制.....	70
1 計画の推進に向けた役割.....	70
2 計画の推進に向けた3つの連携.....	71
3 計画の達成状況の点検・評価.....	72

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成 24 年 8 月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連 3 法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始にあたり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年 10 月からは、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化を実施、また、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

加えて、令和 2 年度より「野辺地町子育て世代包括支援センター」及び「野辺地町子ども家庭総合支援拠点」が開設され、妊娠期から子育て全般の支援を一体的かつ切れ目なく展開していくこととしています。

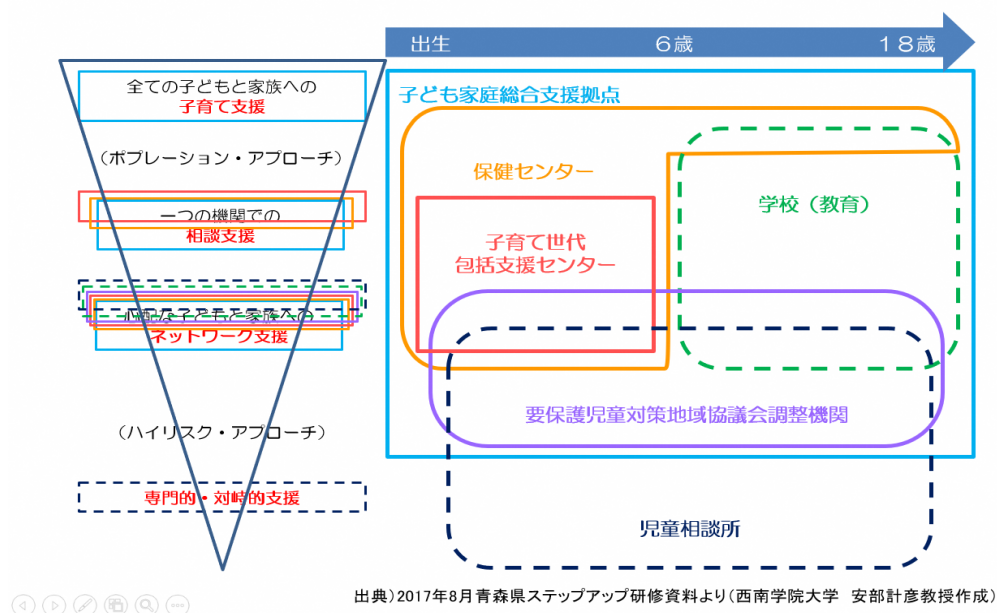
このような状況の下、平成 26 年度に策定された「野辺地町子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度に計画期間が満了となり、令和 2 年度を初年度とする新たな「第二期 子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

野辺地町では、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第二期 野辺地町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連 3 法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

● 支援対象と関係機関の守備範囲



2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「野辺地町総合振興計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」、「健康のへじ21計画」など、町の各種関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとしています。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期 計画期間									
					第2期 計画期間				

4 策定体制

(1) 子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「子どもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「野辺地町包括福祉ケア会議 児童福祉対策部会」において、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

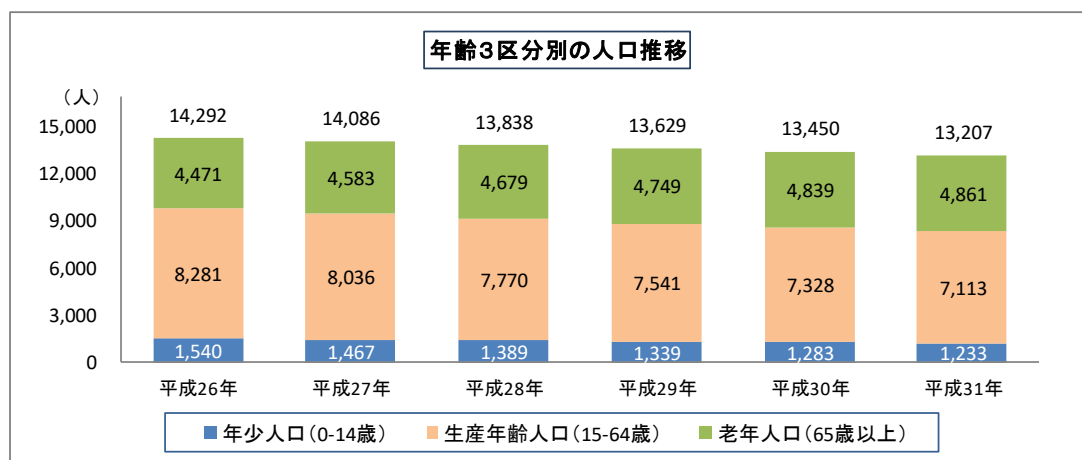
第2章 野辺地町の子ども・子育てに関する現状

1 人口の動向

(1) 人口の推移

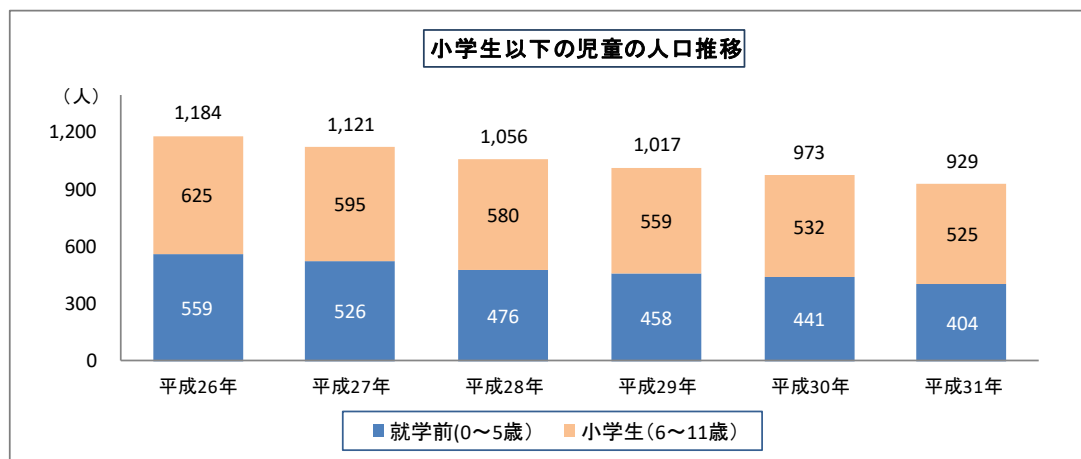
本町の人口は、平成26年の14,292人から平成31年には13,207人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の老年人口は平成26年の4,471人から平成31年には4,861人と増加しており、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。



資料：各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、就学前、小学生ともに減少傾向で推移しています。

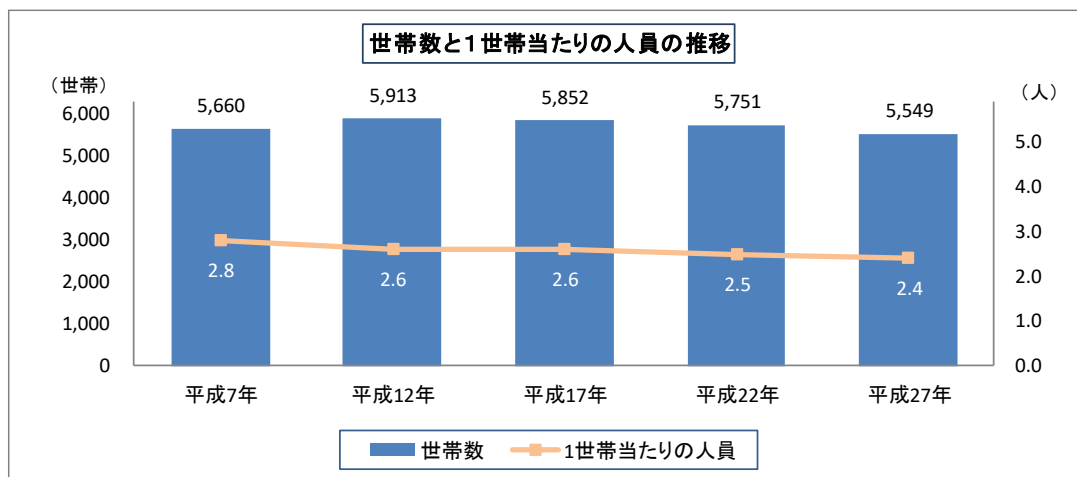


資料：各年4月1日現在

（２）世帯数及び１世帯当たり人員の推移

国勢調査による本町の世帯数は、平成 12 年以降、減少傾向で推移しています。

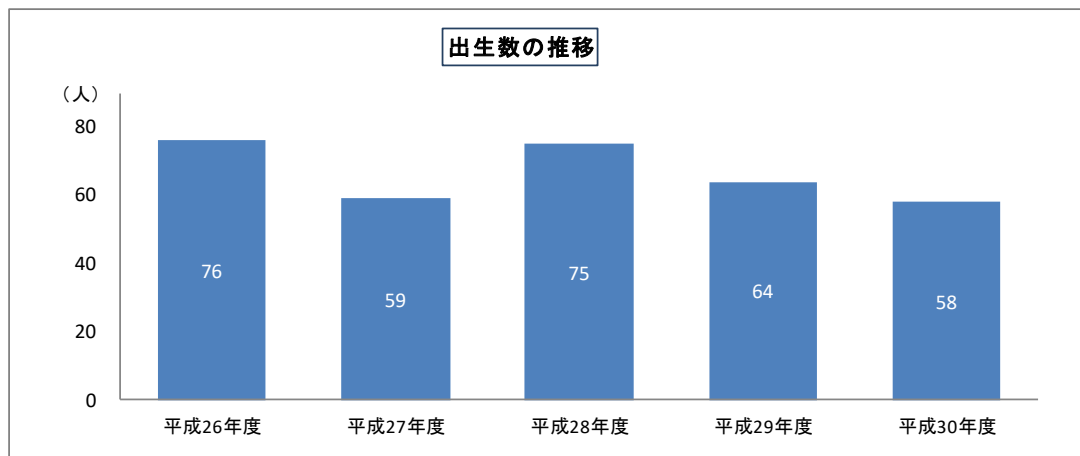
１世帯当たりの人員は、平成 7 年の 2.8 人から平成 27 年は 2.4 人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料: 国勢調査

（３）出生数の推移

本町における出生数は、平成 26 年度の 76 人から平成 30 年度の 58 人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

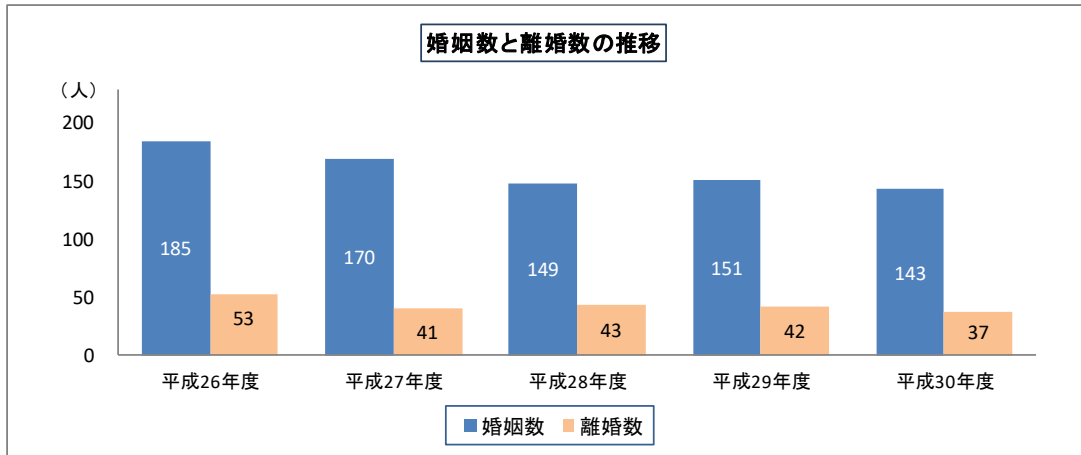


資料: 各年度合計

（４）婚姻数と離婚数

婚姻については、平成 26 年度が 185 件と最も多く、平成 30 年度が 143 件と最も少なくなっています。

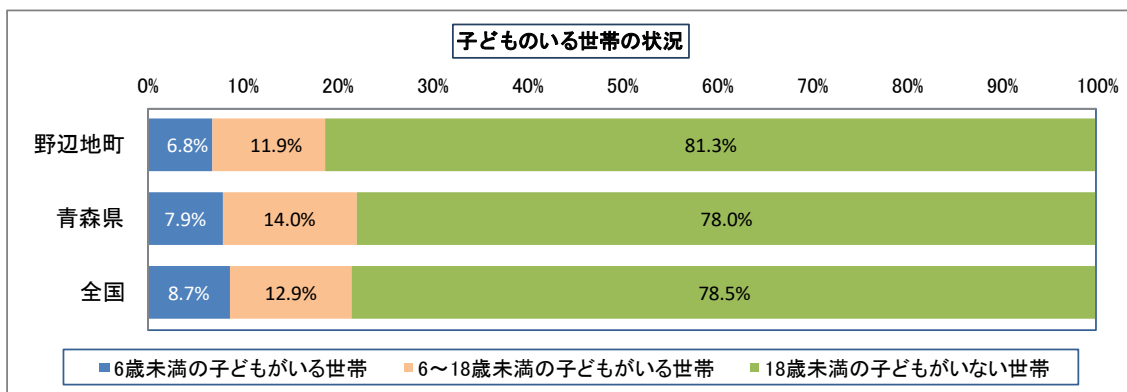
また、離婚については、平成 26 年度が 53 件と最も多く、平成 30 年度が 37 件と最も少なくなっています。



資料：各年度合計

（５）子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6 歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18 歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び青森県水準を下回っています。

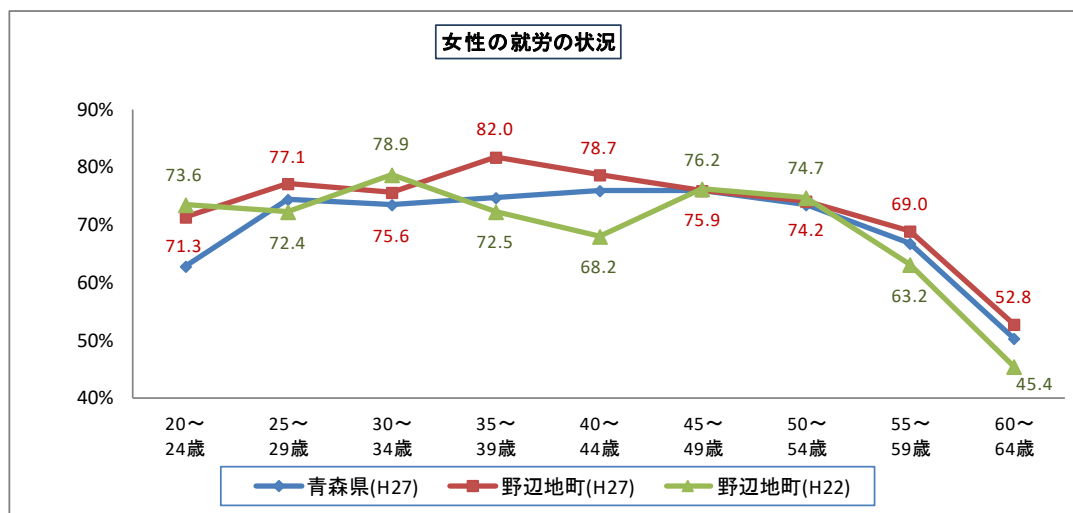


資料：平成 27 年国勢調査

(5) 女性の就労の状況

本町における平成 27 年の女性の就労状況は、青森県と比較してほとんどの年代で就業率が高くなっています。

また、平成 22 年と比較すると、25～29 歳と 35～44 歳などで就労率が高くなっています。



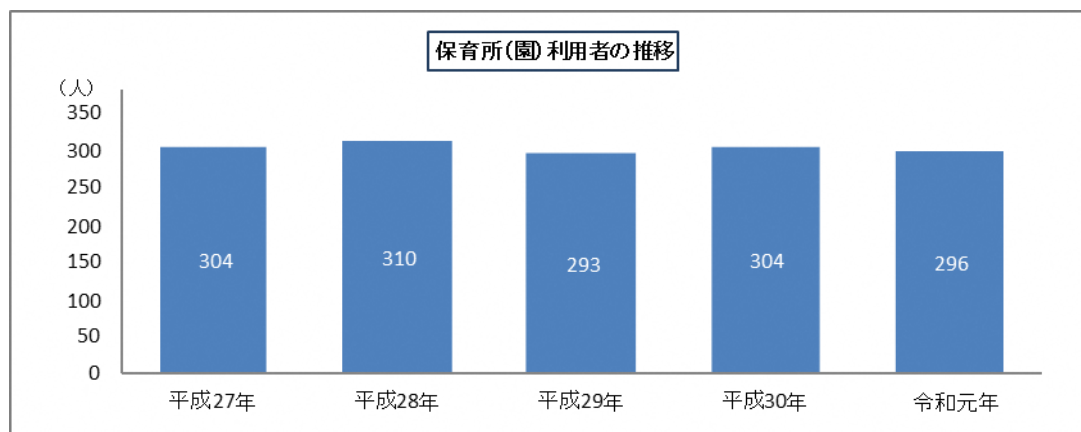
資料：平成 27 年国勢調査

2 子育て支援の状況

(1) 保育所（園）利用者の状況

保育所（園）利用者の合計は、平成 27 年の 304 人から令和元年には 296 人と年ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

令和元年の定員に対する利用者数をみると、野辺地保育園、たけのこ保育園で定員を上回っています。



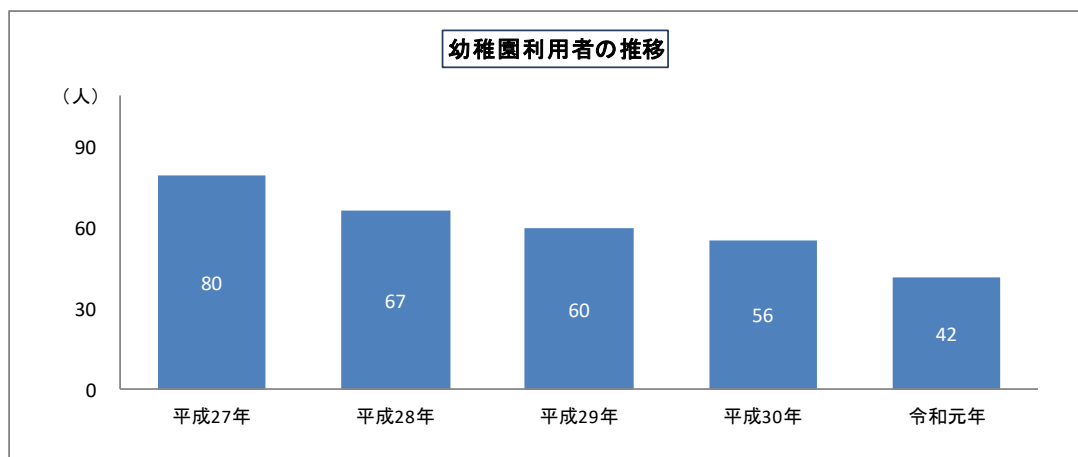
施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年 定員数
野辺地保育園	94	102	97	105	102	90
たけのこ保育園	78	87	84	86	89	80
たけのこ保育園小中野分園	9	7	10	11	6	20
わかば保育園	47	49	51	53	50	45
ともいき保育園	76	65	51	49	49	90
合 計	304	310	293	304	296	325

資料：各年 5 月 1 日現在

（２）幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者は、平成 27 年の 80 人から令和元年の 42 人と減少傾向で推移しています。

平成 30 年度以降の利用者数は、定員を下回っています。

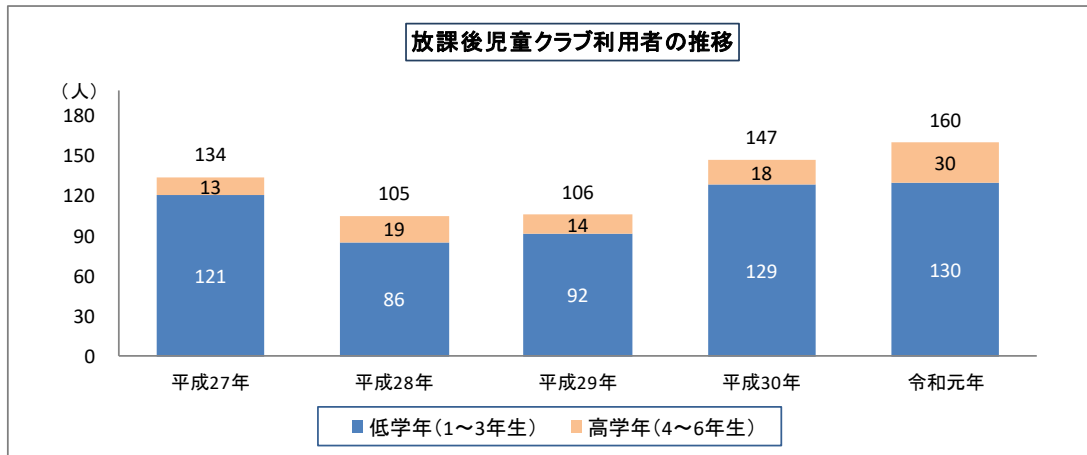


施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年 定員数
野辺地カトリック幼稚園	80	67	60	56	42	60

資料：各年 5 月 1 日現在

(3) 放課後児童クラブ登録者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、平成 27 年の 134 人から令和元年の 160 人と年ごとの増減がみられます。



低学年(1～3 年生)

施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
キラキラキッズ	51	32	40	47	47
はまなす教室	51	39	39	68	73
なかよしクラブ	19	15	13	14	10
合 計	121	86	92	129	130

資料: 各年 5 月 1 日現在

高学年(4～6 年生)

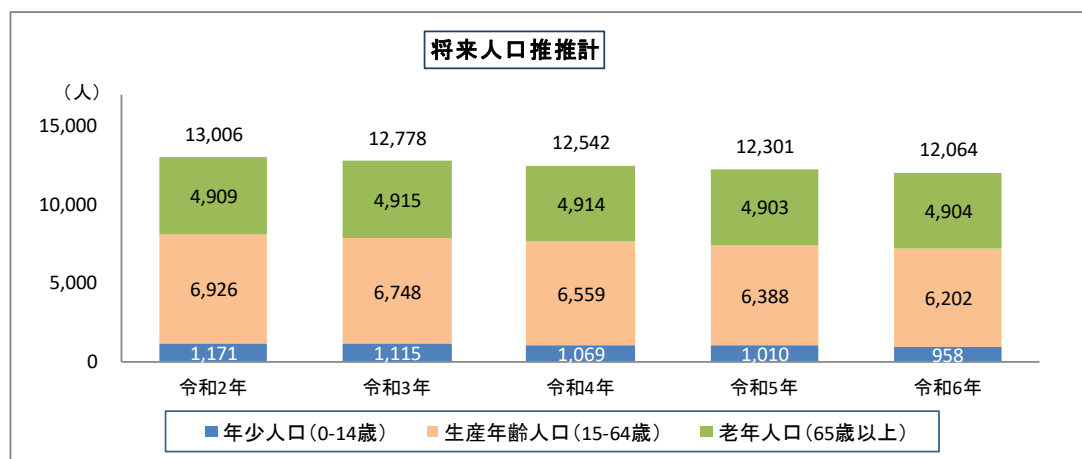
施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
キラキラキッズ	13	8	0	0	17
はまなす教室	0	0	0	0	0
なかよしクラブ	0	11	14	18	13
合 計	13	19	14	18	30

資料各年 5 月 1 日現在

3 将来人口推計

以下に、令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和6年には総人口が12,064人、年少人口が958人と見込まれています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0～14歳人口)	1,171	1,115	1,069	1,010	958
未就学児(0～5歳)	373	349	346	321	302
小学生(6～11歳)	511	491	452	422	407
中学生(12～14歳)	287	275	271	267	249
生産年齢人口(15～64歳)	6,926	6,748	6,559	6,388	6,202
老年人口(65歳以上)	4,909	4,915	4,914	4,903	4,904
総人口	13,006	12,778	12,542	12,301	12,064

※コーホート法による推計

※コーホート法とは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法。

4 ニーズ調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、「第二期 野辺地町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

(2) 調査対象者

就学前児童調査	野辺地町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
小学生調査	野辺地町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

(3) 調査方法

就学前児童調査	保育所(園)・幼稚園における配布、回収調査(一部は郵送による)
小学生調査	小学校における配布、回収調査

(4) 調査期間

平成31年3～4月

(5) 回収状況

	対象者数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	404	371	91.8%
小学生調査	617	416	67.4%

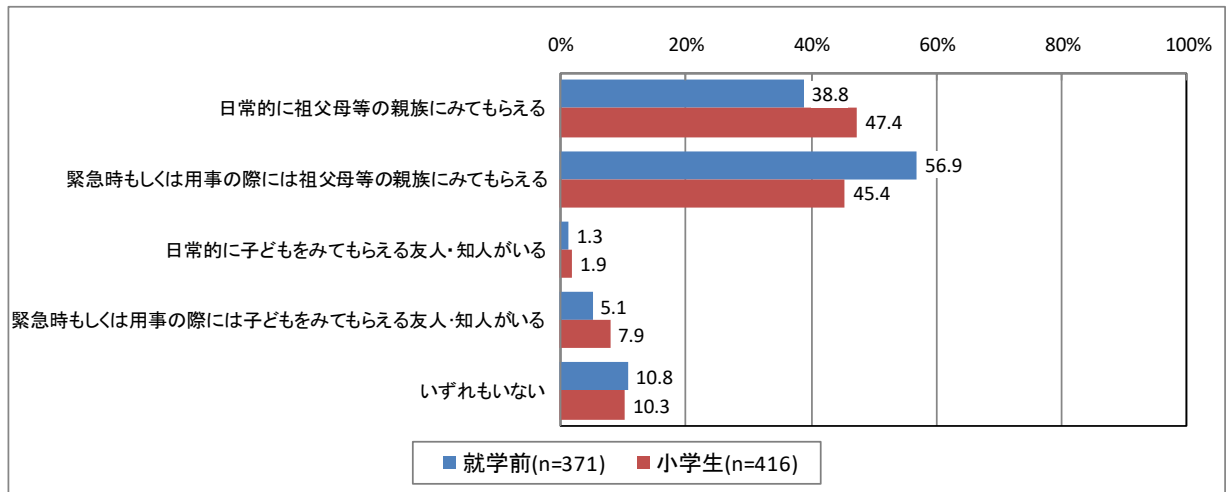
(6) 集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n”は、各設問の対象者数を表しています。

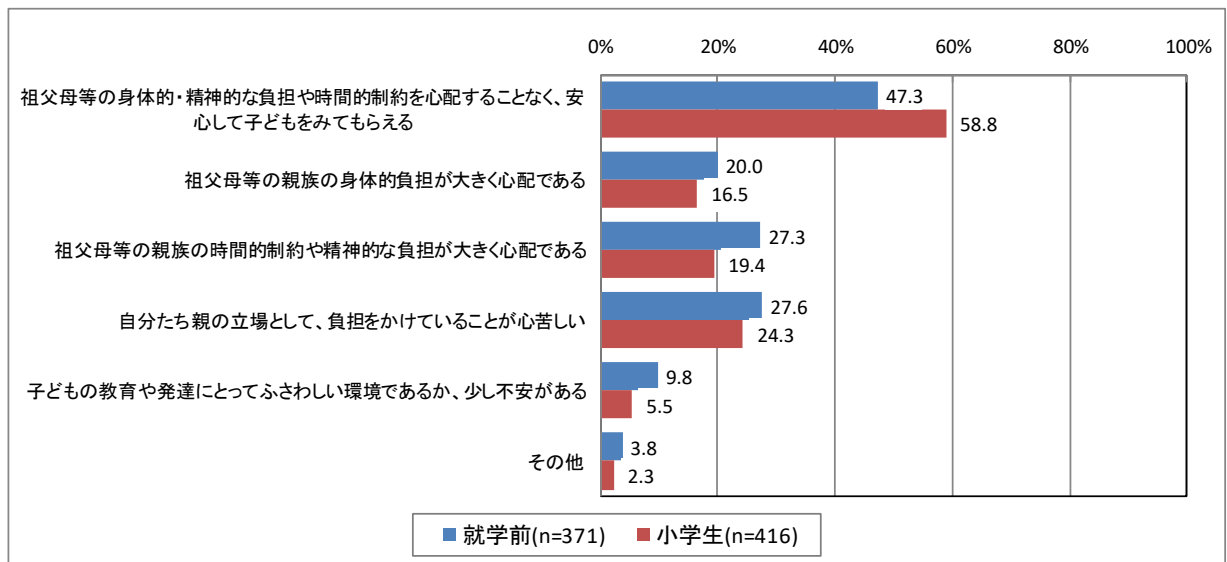
(7) 調査結果

①子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で 10.8%、小学生で 10.3%となっています。

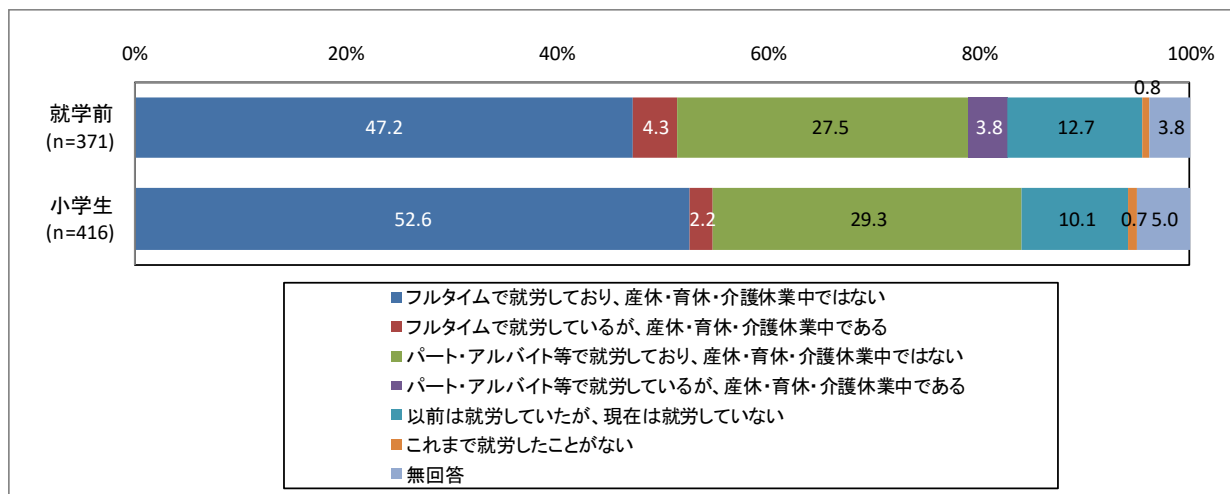


保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、就学前児童で 27.3%、小学生で 19.4%が、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。

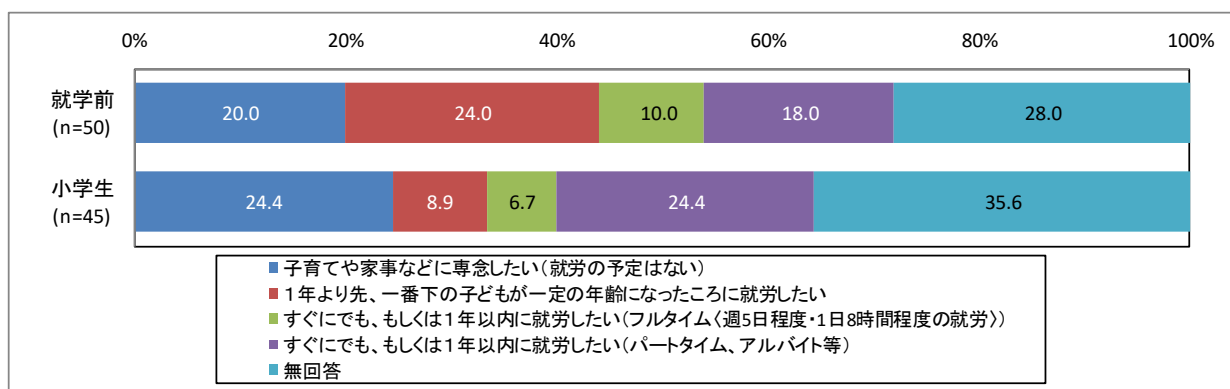


②保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前の保護者の「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト」が82.8%、小学生の保護者で84.1%となっています。

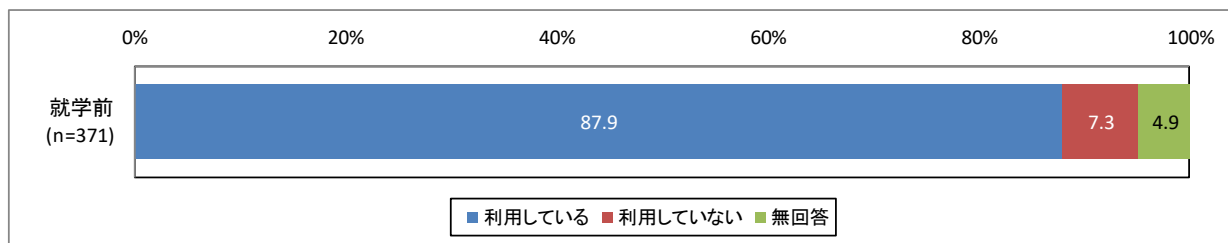


就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童で52.0%、小学生で40.0%と高くなっています。



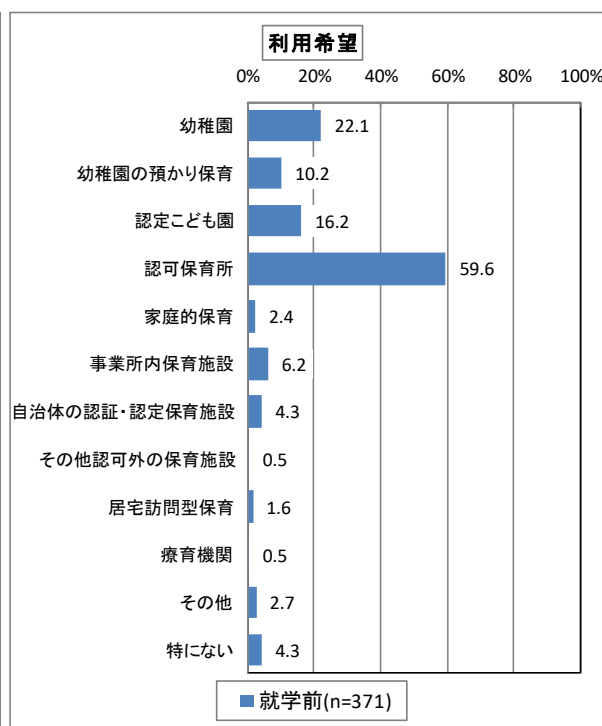
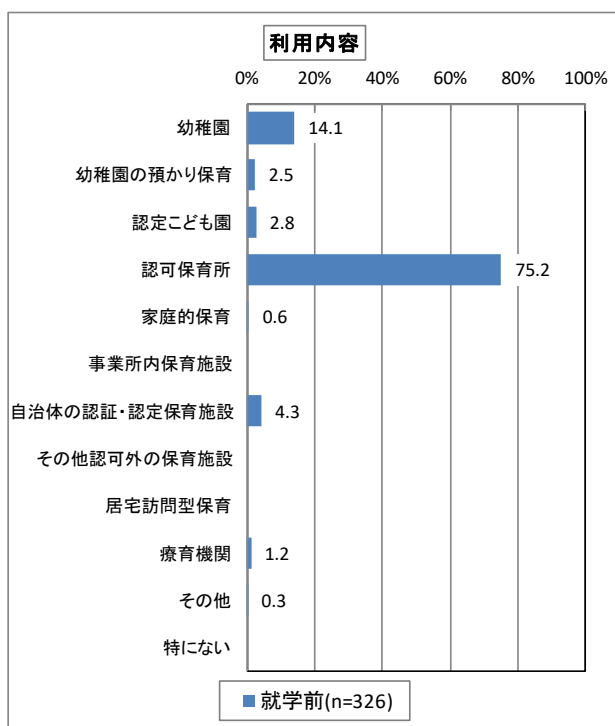
③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 87.9%となっています。



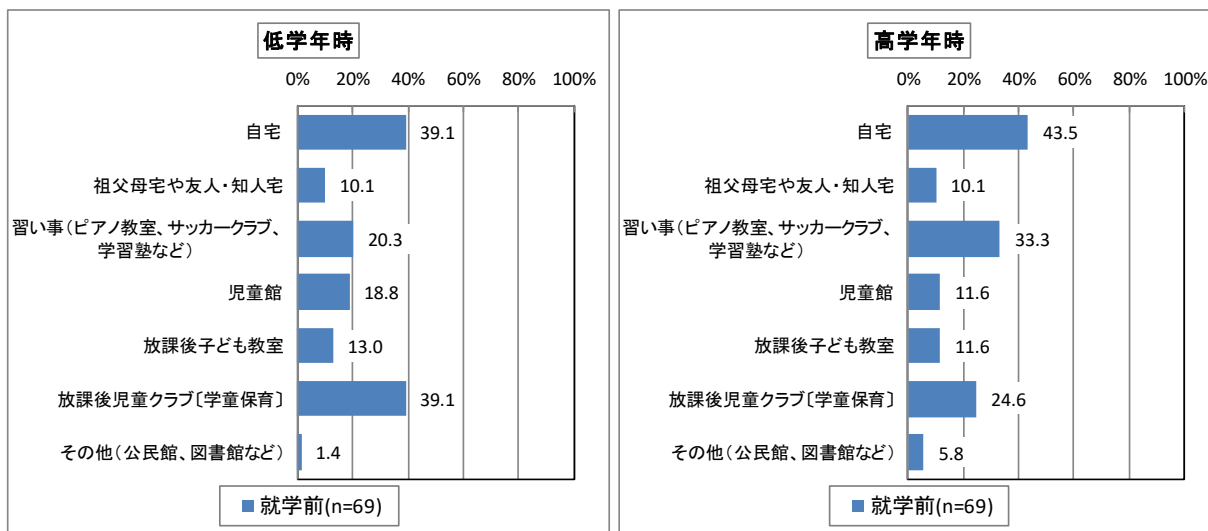
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認可保育所」75.2%、「幼稚園」14.1の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所（園）」59.6%、「幼稚園」22.1%、「認定こども園」16.2%と、「幼稚園」「認定こども園」で利用状況より今後のニーズが高くなっています。

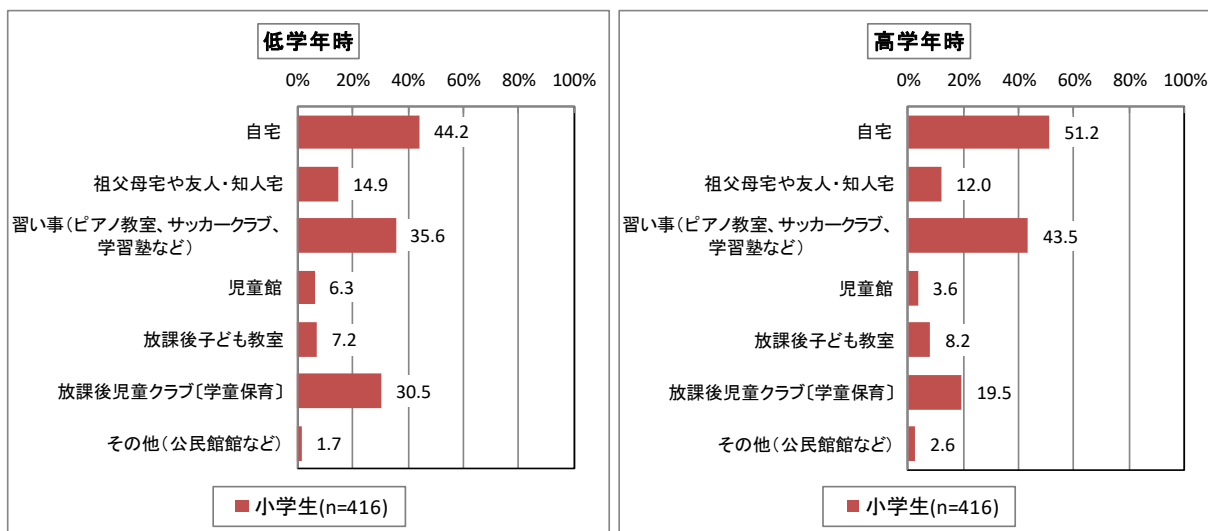


④放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると39.1%、高学年時では24.6%となっています。

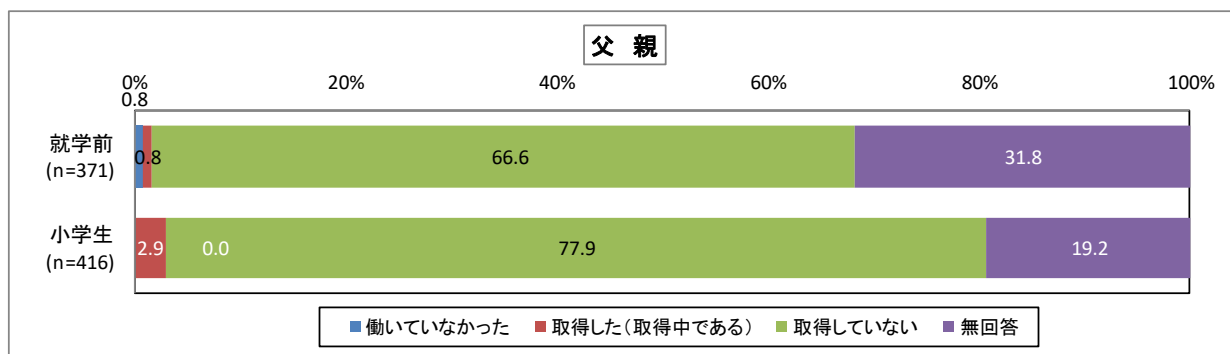
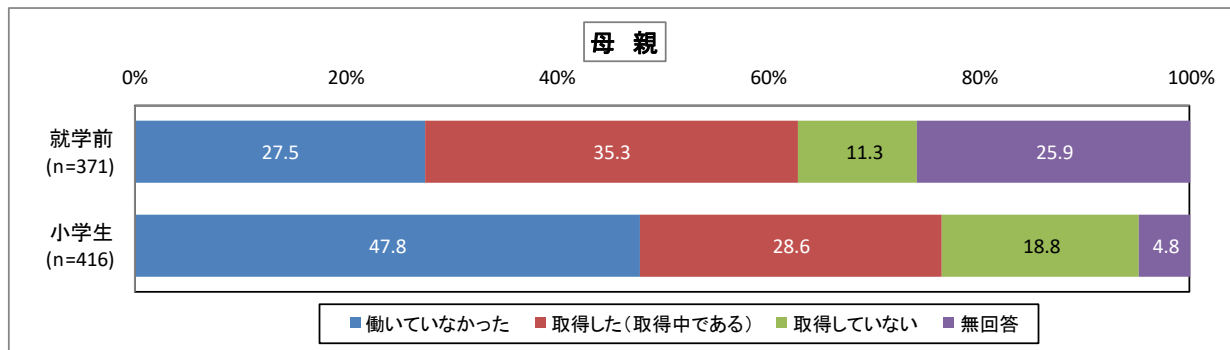


小学生児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると30.5%、高学年時では19.5%となっています。

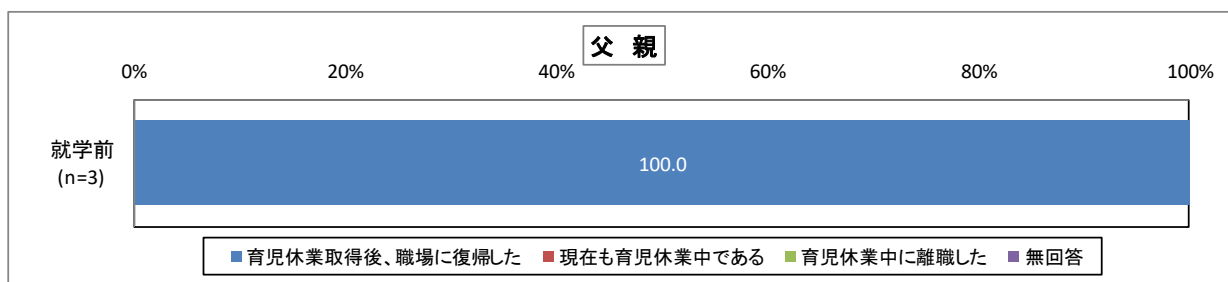
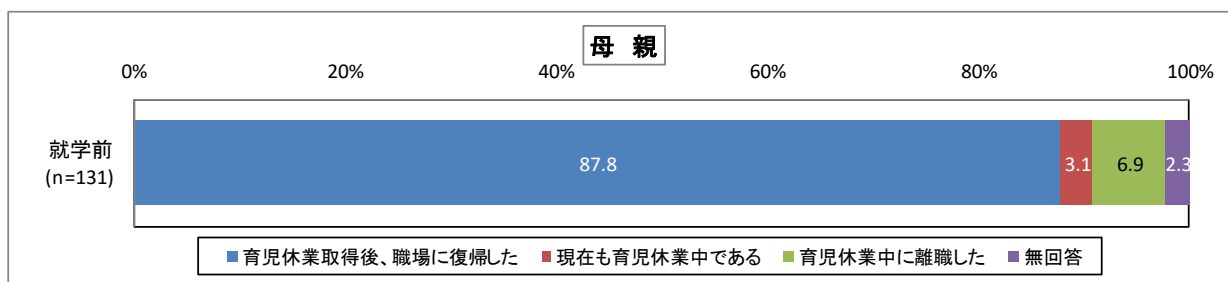


⑤育児休業に関して

育児休業を取得または取得中の母親は就学前児童で 35.3%、小学生で 28.6%、父親は就学前児童で 0.8%、小学生で 2.9%となっています。

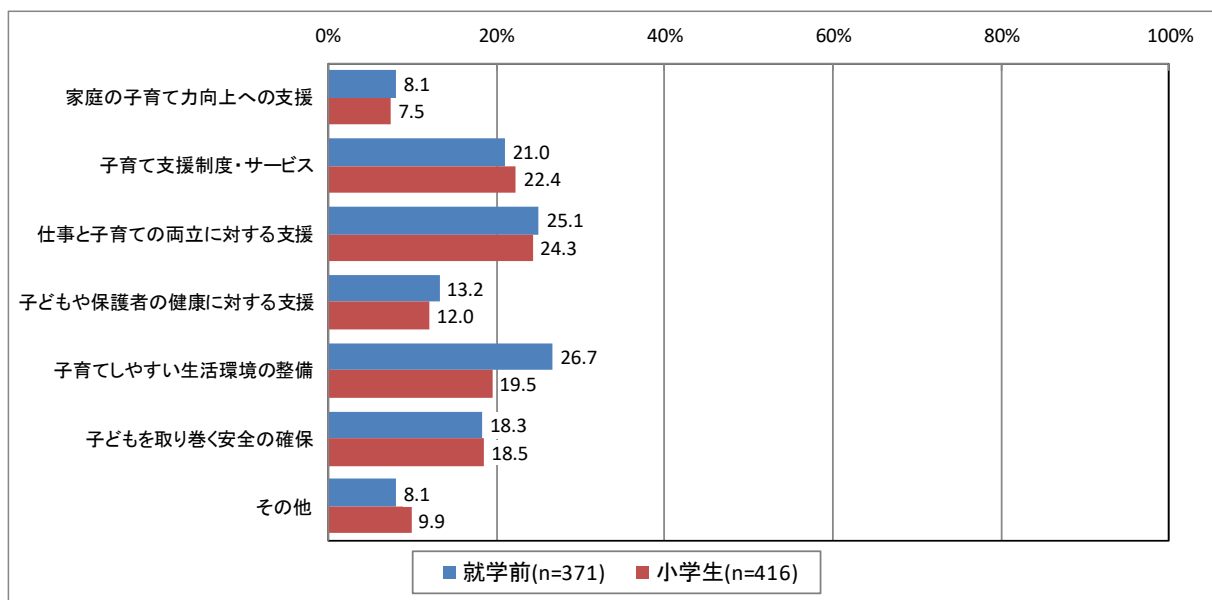


就学前児童で休業取得後に職場復帰した母親は 87.8%、父親は 100.0%が復帰しています。



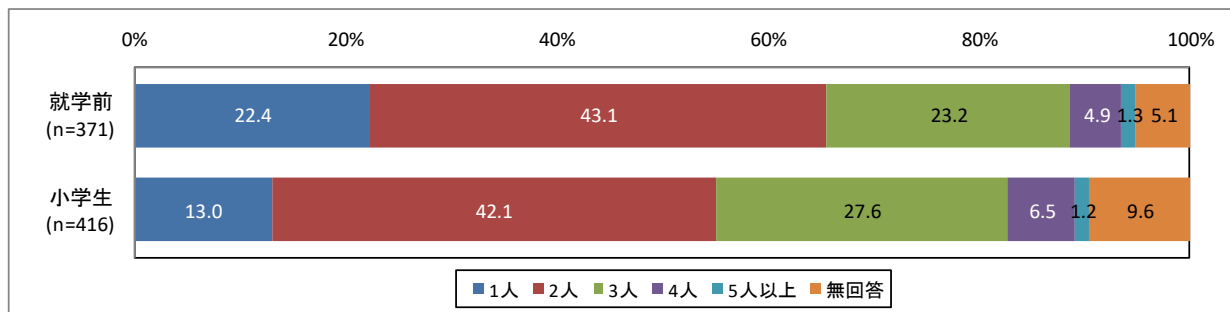
⑥子育て支援策について

実施してほしい子育て支援・施策では、就学前児童で「子育てしやすい生活環境の整備」、「仕事と子育ての両立に対する支援」、小学生で「仕事と子育ての両立に対する支援」「子育て支援制度・サービス」などが多くなっています。

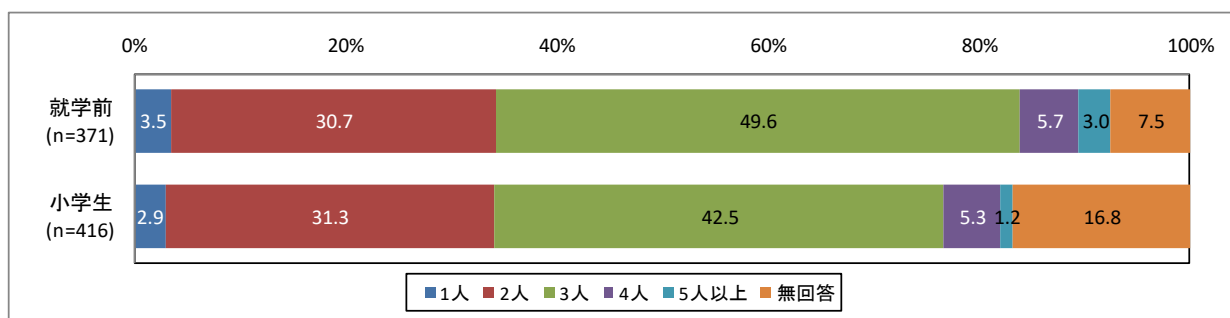


⑦今後の出産に関する意向

現在のお子さんの人数では、就学前児童、小学生ともに「2人」が最も多くなっています。



理想とするお子さんの人数では、就学前児童、小学生ともに「3人」が最も多くなっています。



第3章 子ども子育て支援の基本的な考え方

1 基本的な視点

(1) 子どもの最善の利益の探求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本とし、障がい、疾病、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 親としての成長の支援

保護者が子育ての第一的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

(3) 地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目標を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

2 基本理念

子育てを支援していくためには、子どもの健やかな成長とともに、子どもを育てる親（保護者）や家庭が、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりが、今後ますます重要となります。

そのためには、保育サービスをはじめとする子育て支援の整備とともに、町が子育て支援サービスや健全育成にむけた取り組みを総合的に推進する必要があります。同時に、住民（地域）も次代を担う子ども達を見守り、次代へ繋ぐといった役割を担うことが大切です。

みんなで応援すこやか子育て 子どもたちの笑顔があふれるまち

そこで、「みんなで応援すこやか子育て、子どもたちの笑顔があふれるまち」を基本理念とし、その実現にむけて次の4つの基本目標を掲げ、本町の子育て支援について、子育て家庭、地域とともに取り組みます。

基本目標1：家庭の子育てを応援

安心して子育てができるよう関係機関・地域・家庭との連携を強化し、子育て支援サポートの環境整備を目指します。

基本目標2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

父親をはじめ、近隣の親族、住民、事業所が、子育てを支援する意識を持ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会）を目指します。

基本目標3：学びを通して親子が育つ環境づくり

学校教育だけではなく、課外活動や社会活動への参加を通じて、親子が成長する環境づくりをめざします。

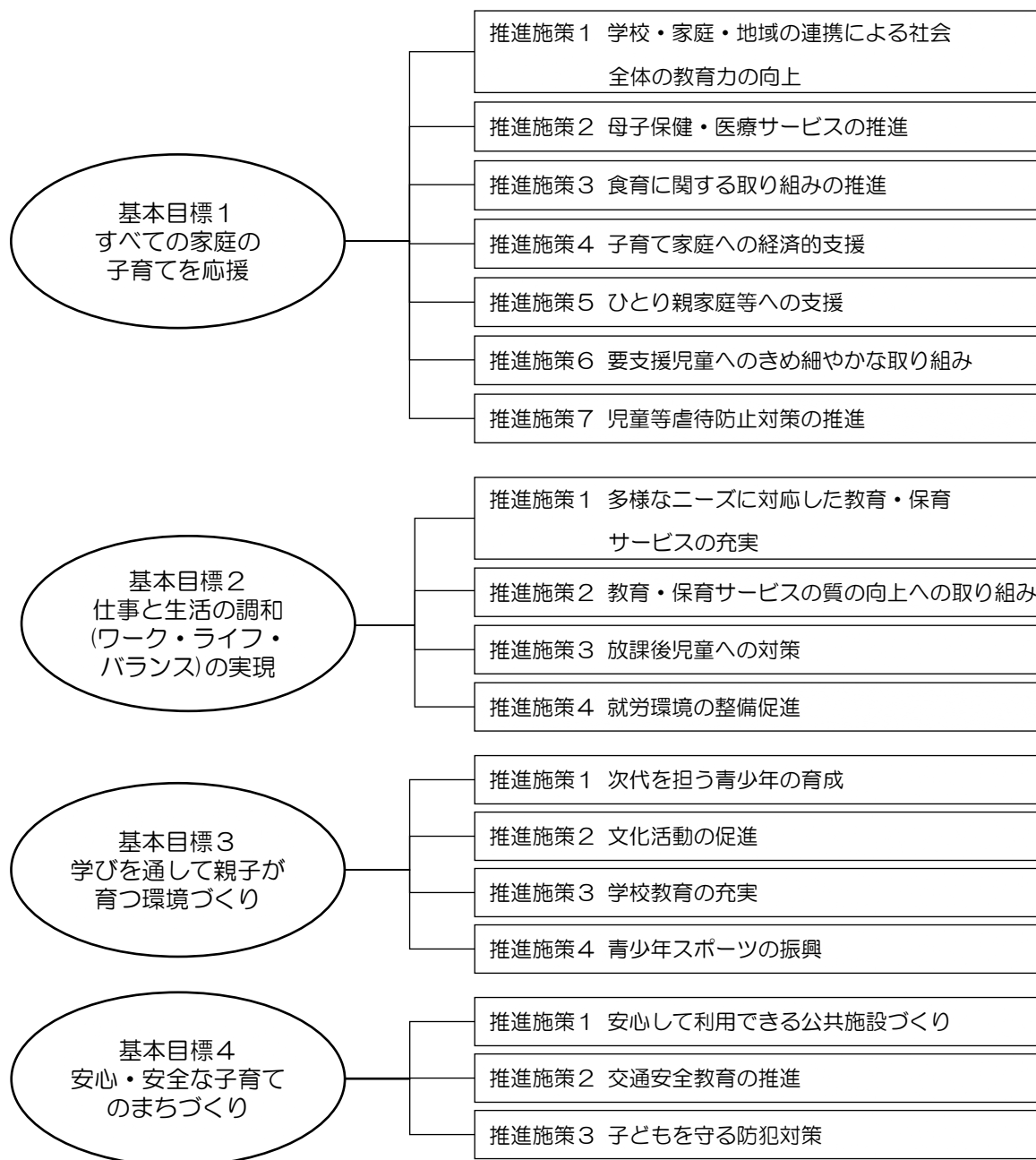
基本目標4：安心・安全な子育てのまちづくり

子どもを安心して育てられるよう、子どもを事故や犯罪から守り、道路環境整備や子どもの安全な遊び場の確保、地域の環境美化等に努め、良好な子育て環境づくりを目指します。

3 施策の体系

基本理念

みんなで応援すこやか子育て
子どもたちの笑顔があふれるまち



第4章 第1期事業計画の評価等

第1期子ども・子育て支援事業計画にて設定した見込量に対する計画期間の実績から第1期計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

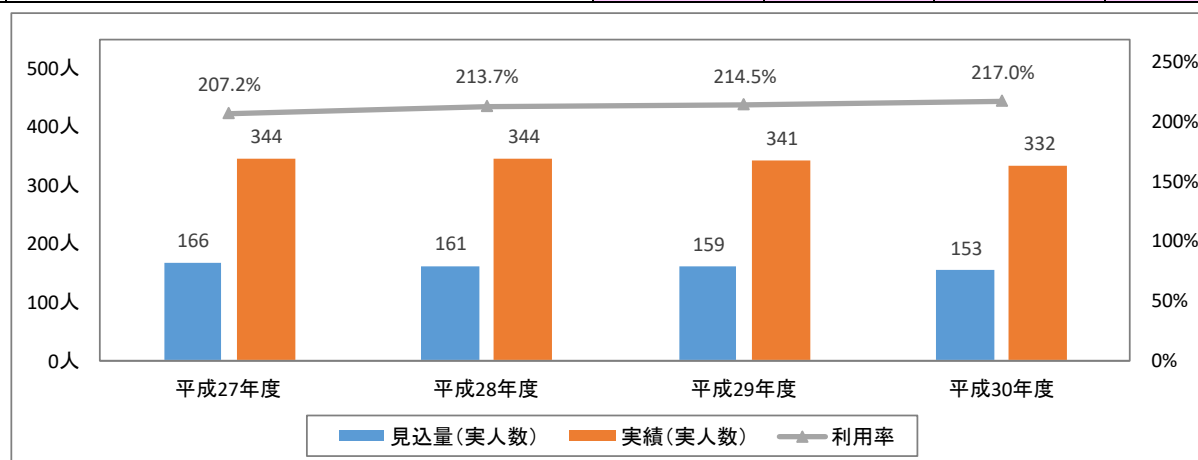
1 教育・保育

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

保育施設における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の344人から平成30年度の332人と減少しています。

第1期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績が見込量を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	166	161	159	153
2号認定(3～5歳)	82	79	79	74
3号認定(0歳)	32	32	31	31
3号認定(1・2歳)	52	50	49	48
実績	344	344	341	332
2号認定(3～5歳)	180	190	191	194
3号認定(0歳)	43	38	54	42
3号認定(1・2歳)	121	116	96	96
利用率(実績／見込)	207.2%	213.7%	214.5%	217.0%
2号認定(3～5歳)	219.5%	240.5%	241.8%	262.2%
3号認定(0歳)	134.4%	118.8%	174.2%	135.5%
3号認定(1・2歳)	232.7%	232.0%	195.9%	200.0%

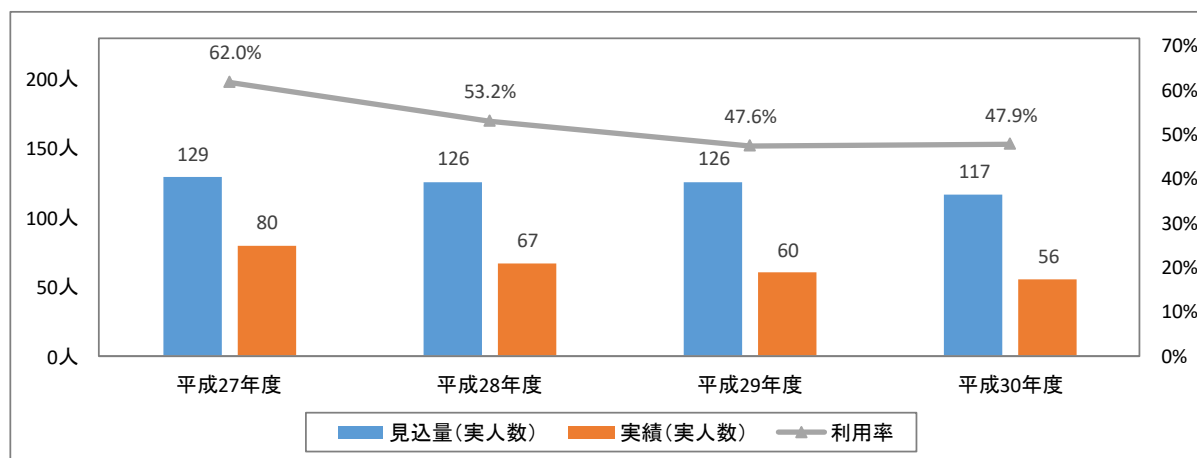


(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

特定教育施設における第1期計画期間の実績は、平成27年度以降減少傾向で推移しています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	129	126	126	117
実績	80	67	60	56
利用率(実績／見込)	62.0%	53.2%	47.6%	47.9%



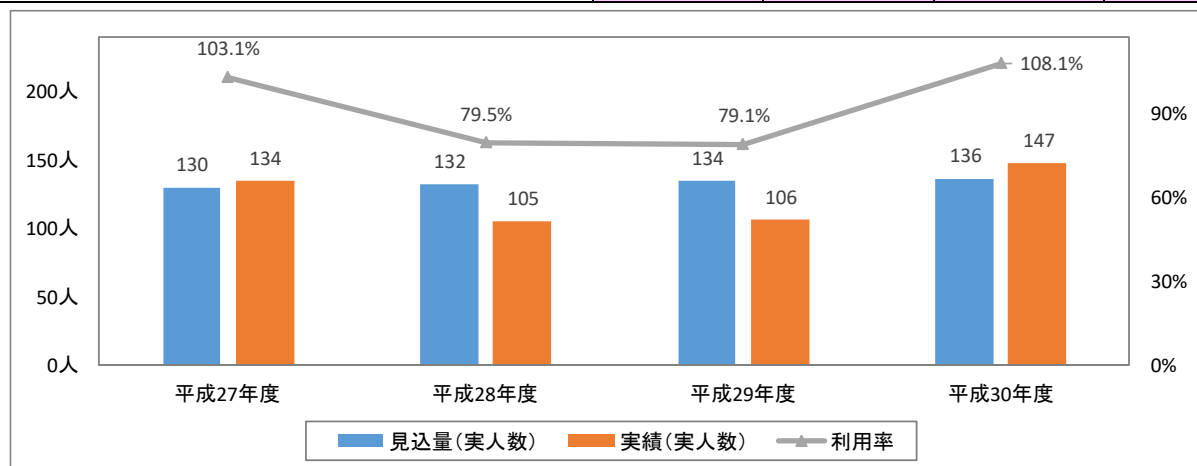
2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の134人から平成28年度には105人と減少し、その後増加傾向に転じています。

第1期計画全体の見込量との比較を行うと、平成27年度と平成30年度で、実績値が見込量を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	130	132	134	136
低学年(6～8歳)	120	121	122	123
高学年(9～11歳)	10	11	12	13
実績	134	105	106	147
低学年(6～8歳)	121	86	92	129
高学年(9～11歳)	13	19	14	18
利用率(実績／見込)	103.1%	79.5%	79.1%	108.1%

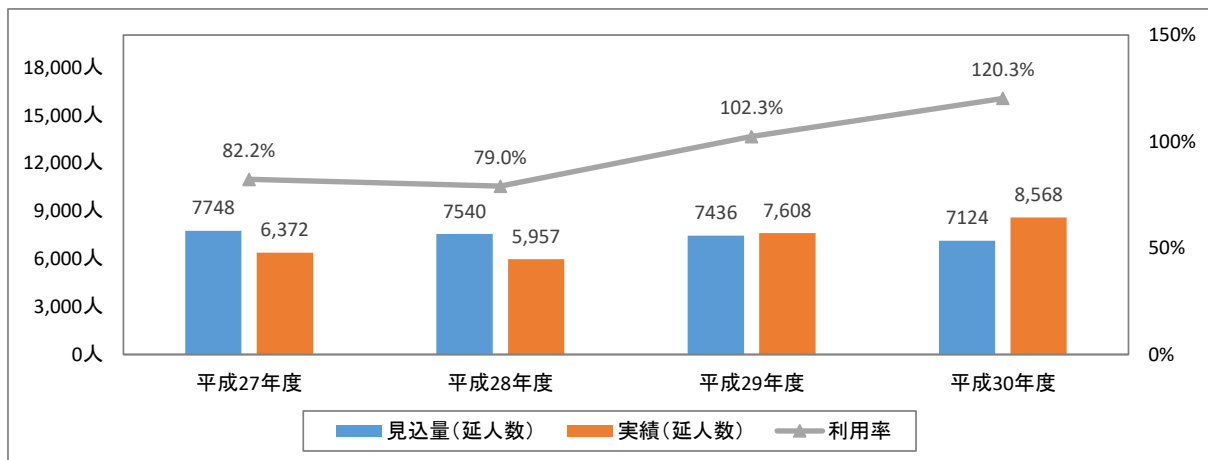


（２）延長保育事業

延長保育事業における第１期計画期間の実績は、平成２７年度の６,３２７人から平成３０年度の８,５６８人まで年度ごとの増減はあるものの増加しています。

第１期計画の見込量との比較を行うと、平成３０年度で実績値が見込量を大きく上回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	7,748	7,540	7,436	7,124
実績	6,372	5,957	7,608	8,568
利用率(実績／見込)	82.2%	79.0%	102.3%	120.3%



（３）病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター

病児病後児保育、ファミリー・サポート・センターに関しては、第１期の見込量はあるものの、実施している機関はなく実績はありませんでした。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	349	338	335	321
実績	0	0	0	0

(4) 一時預かり事業

一時預かり事業に関しては、第1期の見込量はあるものの、実施している機関はなく実績はありませんでした。

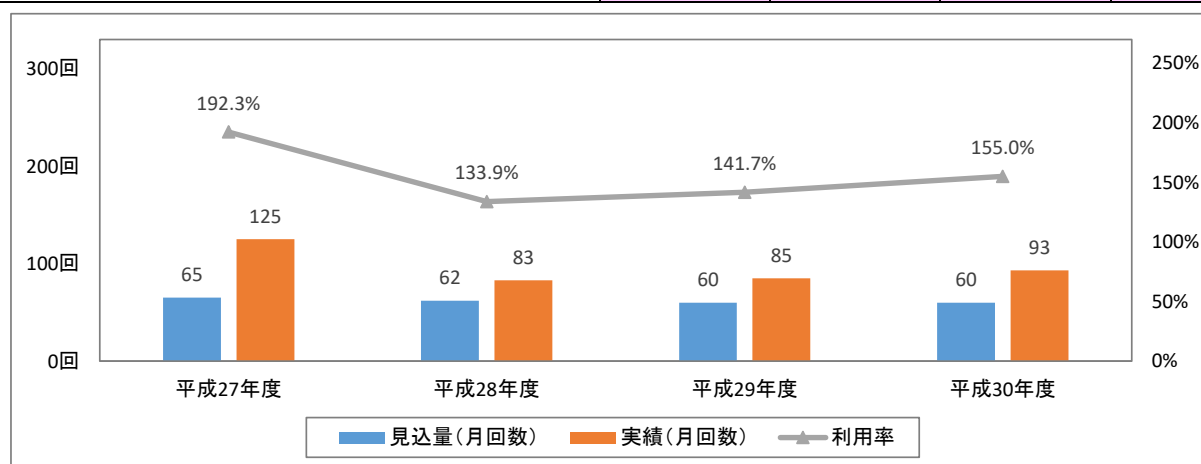
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	25,541	24,746	24,716	23,176
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	23,081	22,359	22,359	20,916
一時預かり(幼稚園型以外)	2,460	2,387	2,357	2,260
実績	0	0	0	0
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	0	0	0	0
一時預かり(幼稚園型以外)	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の125回から平成28年度の83回まで減少傾向で推移していましたが、その後増加に転じ平成30年度には93回となっています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績値が見込量を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	65	62	60	60
実績	125	83	85	93
利用率(実績/見込)	192.3%	133.9%	141.7%	155.0%



(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)に関しては、第1期の見込量及び実績ともにありませんでした。

(7) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）

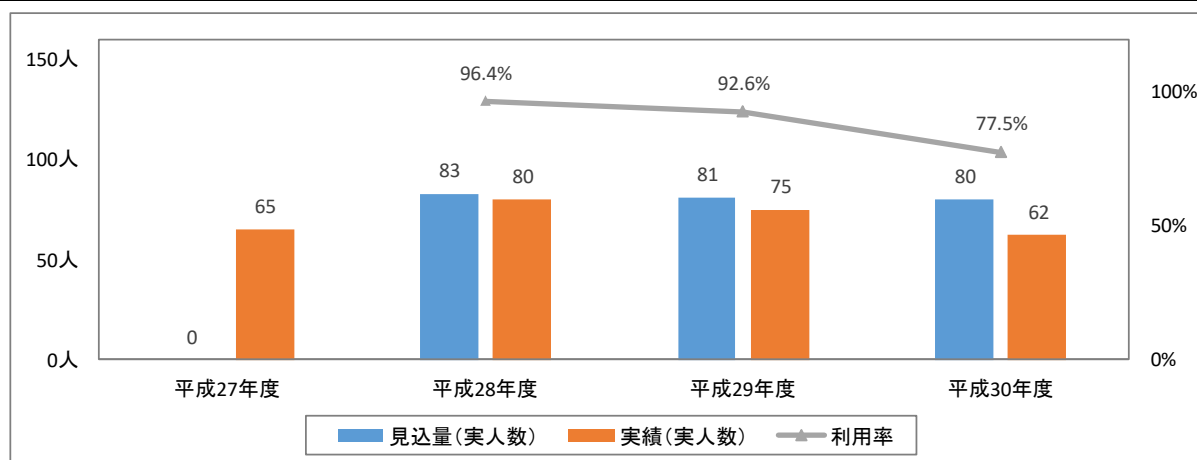
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）に関しては、実施している機関がないため、第1期の見込量及び実績ともにありませんでした。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の65人から平成28年度の80人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ平成30年度には62人となっています。

第1期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を下回っています。これは、出生数の低下が背景にあります。全ての年度においてほぼ全ての家庭に訪問しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	0	83	81	80
出生数	60	76	65	63
実績(実人数)	65	80	75	62
利用率(実績／見込)	0.0%	96.4%	92.6%	77.5%



(9) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業における育児・家庭援助に関しては、実施している機関がなく第1期の見込量及び実績ともにありませんでした。

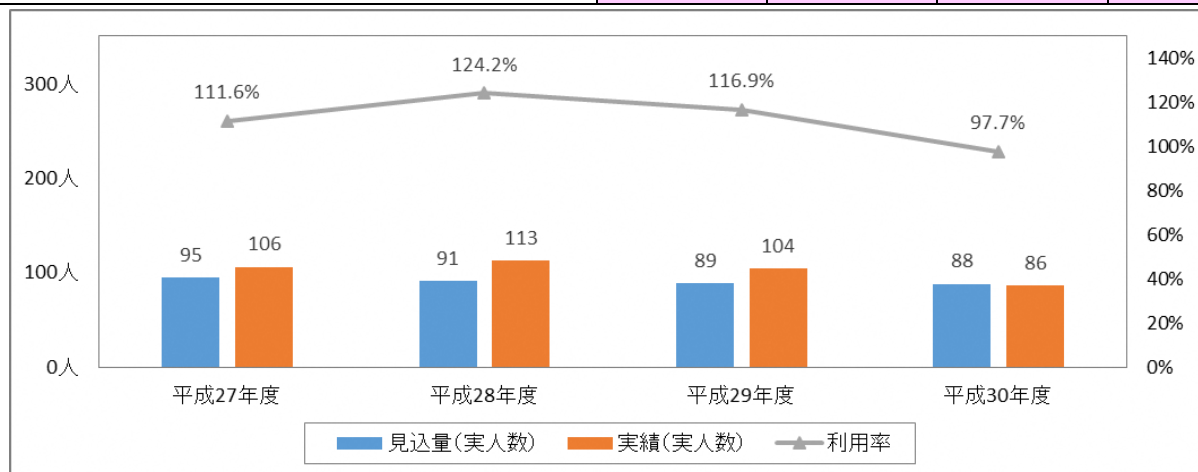
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	8	8	8	8
実績	0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の106人から平成28年度の113人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ平成30年度には86人となっています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、平成27～29年度まで実績値が見込量を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	95	91	89	88
実績	106	113	104	86
利用率(実績／見込)	111.6%	124.2%	116.9%	97.7%



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び野辺地町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

野辺地町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

2 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく 3 つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の 2 区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の 3 点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待や DV の恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和2年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		38	0	154	17	96
確保提供数	幼稚園	38				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0		0	0
	保育所		154		17	96
	地域型保育事業		0		0	0
	企業主導型（地域枠）		0		0	0
	確保提供数の合計（B）	38	154		17	96
差異（B－A）		0	0		0	

■令和3年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		36	0	145	16	87
確保提供数	幼稚園	36				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0		0	0
	保育所		145		16	87
	地域型保育事業		0		0	0
	企業主導型（地域枠）		0		0	0
	確保提供数の合計（B）	36	145		16	96
差異（B－A）		0	0		0	0

■令和4年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		37	0	148	15	85
確保提供数	幼稚園	37				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0		0	0
	保育所		148		15	85
	地域型保育事業		0		0	0
	企業主導型（地域枠）		0		0	0
	確保提供数の合計（B）	37	148		15	85
差異（B－A）			0	0	0	0

■令和5年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		34	0	135	14	81
確保提供数	幼稚園	34				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0		0	0
	保育所		135		14	81
	地域型保育事業		0		0	0
	企業主導型（地域枠）		0		0	0
	確保提供数の合計（B）	34	135		14	81
差異（B－A）			0	0	0	0

■令和6年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		32	0	126	13	75
確保提供数	幼稚園	32				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）				0	0
	保育所				13	75
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）				0	0
	確保提供数の合計（B）	32			13	75
差異（B－A）		0			0	0

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量に対しての確保提供数を確保できていることから、現状での施設整備は行わないこととします。

（２）認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、都道府県から認可を受け、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認可を受けることになります。

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

野辺地町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

（３）教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に 0 歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	30	30	30

【確保方策】

利用状況等を踏まえ、必要に応じ行政担当課が対応を行います。

あわせて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：延回数／月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	42	63	63	63	63
確保提供数	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

【確保方策】

地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進するとともに、ニーズに合わせた実施体制等の整備・拡充に努めます。

③一時預かり事業

○1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

（単位：実人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15	15	15	15	15

【確保方策】

本事業は、第1期計画期間の実績はありませんが、ニーズ調査において「子育てしやすい生活環境の整備」等の要望が多いことから、今後の状況を勘案しながら、必要に応じた検討・対策を行います。

○特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

（単位：実人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	10	10	10	10

【確保方策】

本事業は、第1期計画期間の実績がなく、供給体制も整備できていないことから、令和2年度におけるニーズ量は見込みません。

しかし、ニーズ調査において「子育てしやすい生活環境の整備」等の要望が多いことから、今後の状況を勘案しながら、必要に応じた検討・対策を行います。

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（単位：実人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	5	5	5	5

【確保方策】

本事業は、現在、野辺地町では実施しておらず、事業の認知度が低いことが背景にあると考えられるため、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【確保方策】

本事業は、現在野辺地町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑥延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

（単位：実人数／月）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	86	85	81	76	71
確保提供数（B）	86	85	81	76	71
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量に対しての確保提供数での対応が可能です。

⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、第1期計画期間の実績がなく、供給体制も整備できていないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、ニーズ調査において「子育てしやすい生活環境の整備」等の要望が多いことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（単位：実人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	35	35	29	27	25
2年生	35	35	29	27	25
3年生	30	30	25	23	21
4年生	12	12	10	9	8
5年生	8	7	6	5	5
6年生	3	3	2	2	2
量の見込み計（A）	123	122	101	93	86
確保提供数（B）	123	122	101	93	86
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量に対しての確保提供数での対応が可能です。

また、今後の児童数の推移やニーズ状況を勘案しながら、学校の余裕教室や公共の空き施設の利用、「放課後子ども教室」事業などの実施に関しても検討を行います。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	61	59	56	52	48
実施率	100%	100%	100%	100%	100%

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	8	8	8	8	8

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	85	82	77	71	65
実施率	100%	100%	100%	100%	100%

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。児童虐待に伴う個別に支援を要する家族も多い状況になっており、様々な事情を抱える家庭に対しては、関係機関や地域などと連携した社会全体での取り組みが求められます。

本町においては、七戸児童相談所などの関係機関・団体から成る野辺地町要保護児童対策地域協議会を設置しており、引き続き個別に支援を要する過程や児童に対して関係機関のネットワークを駆使した取り組みを行う必要があります。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的支援と住民に寄り添ったきめ細かな対応を行い、児童虐待の防止、早期発見、早期対応など、子どもの命を守る取り組みを強化することが必要です。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

ひとり親家庭は、就労や収入といった経済的自立の問題や、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的理解を促すために、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

また、医療ケアが必要な児童の支援を行うため、総合的な支援体制の構築を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に

関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、町のホームページ等において制度の周知を行うとともに、必要に応じて保育所（園）や幼稚園において説明会を開催し、制度や給付事務の手続きについて関係者の理解を得た上で、円滑で公正かつ適切な支給の確保に努めます。

第6章 子育て支援対策の展開（次世代育成支援対策）



基本目標 1 すべての家庭の子育てを応援

推進施策 1 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体の教育力の向上に努めます。

施策の取組

① 学校と地域の協働による教育活動の充実	担当課：社会教育・スポーツ課
【事業内容】 ○学校支援のボランティア活動の推進や、学校と地域を結ぶコーディネーターの養成の取組を通して、学校と地域の連携・協力体制を構築し、学校と地域が協働した教育活動の充実に努めます。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
② 家庭教育支援の充実	担当課：社会教育・スポーツ課
【事業内容】 ○家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、支援者の育成やその活用によるきめ細やかな家庭教育支援の取組を通して、地域における家庭教育支援の充実と社会全体で家庭教育を支える体制づくりに努めます。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
③ 家読の推進と子どもの読書活動の充実	担当課：図書館
【事業内容】 ○子どもの読書習慣を形成するため、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発と読書環境の整備に努めます。 親子ふれあい読書の奨励（ブックスタート事業、ヨチヨチおはなし会、にこにこおはなしタイム乳幼児の保護者版図書館だより）「ほんわか」の発行、学校等と連携協力した読書活動の推進（町内3小学校：【朝の読書】読み聞かせ）、図書館見学、調べ学習職場体験学習インターンシップ、ブックトーク、出前講習会、団体貸出、図書配本、青森県立図書館図書セット巡回配本、野辺地子ども読書活動推進実行委員会の開催等。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	

④ 地域子育て支援センター	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○地域において、子育て親子の交流等を促進、子育て相談等の地域支援を行う事業です。 町内では現在、2か所の保育園が実施しています。	
【評価・今後の取組】 ○今後は更なる地域子育て支援拠点としての機能充実に努めます。	
⑤ 子育てサークル活動	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○主に就学前の子どもをもつ家庭の親子を対象として、子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場において、子育て親子間の交流を深める取組です。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑥ 相談窓口の設置（子育てに関する相談窓口）	担当課：健康づくり課・学校教育課
【事業内容】 ○育児相談、教育相談等は内容に応じて、それぞれの担当所管課が対応しています。	
【評価・今後の取組】 ○今後も関係部署と連携をとり、相談窓口の明確化を図ります。	
⑦ 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○子育て支援家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を推進します。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑧ 子育てに関する情報提供	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報等で子育てに関する意識啓発等を進めます。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑨ 保育所（園）・幼稚園地域活動事業	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○地域に開かれた社会資源として保育所（園）・幼稚園の有する専門的機能を地域住民のために活用することを目的に、世代間交流や異年齢児交流等、幅広い活動を推進します。	
【評価】 ○今後は更なる事業の推進に努めます。	

推進施策2 母子保健・医療サービスの推進

子どもを取り巻く環境の背景には、女性の社会進出や晩婚化・少子化など、家庭や地域社会の生活環境に関するさまざまな変化が影響していると考えられます。

妊娠期の健康及び生活習慣は、胎児への影響も大きいため、妊娠期から出産・育児へと継続した支援体制の整備が必要です。

そのため、安心・安全に出産し健やかに育てることができるよう、健康診査や保健指導など、妊産婦や乳幼児に対する母子保健サービスの充実を図るとともに、未受診者への受診勧奨、健診後のフォローアップ等を強化します。

施策の取組

① 母子健康手帳交付時保健指導	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○保健師が妊娠届時において、妊娠期を安全に過ごすための知識の普及や社会資源の利用について保健指導を行います。また、ハイリスク妊婦の把握に努めています。ハイリスク妊婦については、関係機関と連携をしながら、家庭訪問等で継続した支援を実施していきます。 ※ハイリスク妊婦…母親自身の妊娠期、分娩期、産褥期や赤ちゃんの胎児期、新生児期に危険が生じる可能性を高くもっている妊婦。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
② 妊婦健康診査	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○妊娠届出をした妊婦に対して、妊娠期の安心・安全な生活と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、定期妊婦健診の14回分（多胎妊娠の場合21回分）の費用を公費負担します。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
③ 妊婦の救急時対応に備えた情報システム	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○妊娠届出をした妊婦に対して、希望する場合は本人の同意を得て妊婦情報を消防署へ提出します。消防署と妊婦情報を共有することで、妊婦が安心して妊産期を過ごすことや、緊急時の早期対応を目指します。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
④ 妊婦健康診査等に係る交通費助成事業	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○妊婦健康診査等や母親学級に係る交通費、宿泊費、緊急時受診等のタクシー料金及び担当医師の指示書作成に要した経費を助成します。また、周産期母子医療センターに入院する児に面会するための交通費も助成します。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	

⑤ マタニティサロン	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○妊産婦とその家族を対象に、毎月1回開催します。妊産婦の交流の他、助産師や管理栄養士等の講話を実施し、妊産期から育児期の正しい知識の普及を図ります。	
【評価・今後の取組】 ○参加しやすいよう、日曜日の開催日を設けます。また、気軽に参加できるようティーサロン形式にする等、ニーズに合わせて内容を改善しながら、今後も継続して事業を推進します。	
⑥ 乳児一般委託健診	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○委託医療機関で、1歳未満の乳児が無料で健診を1回受診できる券を発行しています。	
【評価・今後の取組】 ○今後も活用をPRしながら、利用促進を図ります。	
⑦ 乳幼児健康診査精密検査	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○乳幼児健診の結果、精密検査が必要な子どもに受診票（無料券）を発行して、医療機関につなげます。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑧ 予防接種	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○乳幼児、児童、生徒を対象に、委託医療機関等において予防接種を実施しています。出生届出時に予診票を交付しながら内容を説明するほか、接種案内の通知や広報HP等でもお知らせします。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑨ 妊婦訪問	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○第一子妊娠中の妊婦全員と、第二子以降妊娠中の妊婦のうち希望される方に対し、保健師が訪問し妊娠期間中の体調管理や不安・心配事についての支援を行います。また、希望する家庭の妊婦・夫・家族に対し助産師と保健師の訪問による沐浴体験や妊婦体験を行います。	
【評価・今後の取組】 ○家庭での沐浴体験や妊婦体験は、令和2年度より新たに実施するため、ニーズに合わせて内容を改善しながら事業を推進します。	
⑩ 新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○原則生後1か月まで（町外への里帰り等の場合は生後4か月まで）の乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育・発達状況の確認をしながら子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とします。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑪ 4か月児健診	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○生後4か月児を対象に毎月1回実施します。身体計測、医師診察後に個別相談にも応じます。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	

⑫ 6 か月児相談	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○生後6か月児を対象に毎月1回実施します。身体測定、育児相談などを行います。また、管理栄養士による離乳食指導（試食を含む）を行います。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑬ 10 か月児健診	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○生後10か月児を対象に毎月1回実施します。身体測定、育児相談などを行います。また、歯科医師による歯科検診を行います。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑭ 1 歳児健診	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○1 歳児を対象に毎月1 回実施します。身体測定、育児相談などを行います。また、歯科医師による健康教育および歯科検診を行います。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑮ 1 歳6 か月児健診	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○1 歳6 か月児を対象に年6回実施します。身体測定、育児相談、歯科医師による歯科検診、小児科診察などを行います。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑯ 3 歳児健診	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○3歳6か月児を対象に年6回実施します。身体測定、尿検査、聴覚検査、育児相談、歯科医師による歯科検診、小児科診察などを行います。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑰ 5 歳児健診	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○おおむね5歳を対象に年4回実施します。身体測定、育児相談、集団指導などを行います。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑱ みんなのこども相談	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○出生から就学前までの乳幼児を対象に毎月実施します。身体測定、育児相談、歯科医師による歯科検診などを行います。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	

⑱ 思春期はればれ電話相談	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○思春期の方やその家族等を対象に、こころや体の悩み相談を実施します。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑲ こども発達相談	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○子どもの発達等に関する相談に、保健師や心理発達の専門職が個別対応します。子どもへの対応の仕方について助言指導を行い、異常の早期発見と早期療育へつなげます。また、関係機関との連携強化を図ります。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑳ 小児医療体制の充実・医師確保に向けた取組	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取組ます。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	

推進施策3 食育に関する取組の促進

子どもがのびやかに育つために、心身の健康は欠かせないことです。乳幼児期から正しい食生活を身につけ、食を通じて豊かな人間性を育む心身両面の健全育成を図るため、本町では「食育の推進」を図っています。

また、成長期は一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、成長期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に影響することも指摘されています。よって幼少期からの適切な食習慣の確立を目指すための健康教育を促進します。

施策の取組

① 離乳食指導	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○毎月行っている乳児健診では、管理栄養士が離乳食の作り方、考え方、進め方について食事指導をします。特に、離乳食の開始時期である6か月児相談では、試食も交えて実施します。	
【評価】 ○今後も継続して事業を推進します。	
② 幼児食事指導	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○1歳6か月児健診ならびに3歳児健診の開催時に、管理栄養士により、栄養バランスのとり方、おやつを食べ方などを指導し、幼少時代からの適切な食生活習慣の確立を目指します。	
【評価】 ○今後も継続して事業を推進します。	
③ 学童親子クッキング事業	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○食生活改善推進委員会が主体となり、町内の全学童とその保護者を対象に行っている事業です。楽しく親子で食事を作ることを通じて、食の大切さ、中でも朝食の意義についての理解を図り、成長期の正しい栄養摂取を目指します。	
【評価】 ○今後も継続して事業を推進します。	
④ 学校訪問指導	担当課：学校教育課
【事業内容】 ○学校給食共同調理場の栄養教諭が小・中学校を訪問し、児童・生徒に対して、食に関する知識や望ましい食習慣などの指導を行います。	
【評価】 ○今後も継続して事業を推進します。	

推進施策4 子育て家庭への経済的支援

不安定な経済状況、長引く不況など家計への経済的負担は、年々増加しています。現状を鑑みて、本町でも保育所（園）幼稚園保育料等の軽減をはじめとして、小中学校を含めた教材費などは、適切な負担となるよう努めます。

諸制度の活用や運営の効率化、国等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減に努めます。

施策の取組

① 児童生徒各種競技大会参加補助

担当課：学校教育課

【事業内容】

○郡大会以上の大会に参加する、児童・生徒・教職員等の派遣費用を補助します。

【評価】

○今後も継続して事業を推進します。

② 就学援助費の支給

担当課：学校教育課

【事業内容】

○経済的理由により、就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助します。

○特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、就学に要する諸経費を援助します。

【評価】

○今後も継続して事業を推進します。

③ 医療費の助成

担当課：町民課

【事業内容】

○乳幼児・子ども医療費給付事業による助成をしています。

ただし、子ども医療費給付では、所得制限を設けております。

【評価】

○今後も継続して事業を推進します。

推進施策5 ひとり親家庭等への支援

母子家庭の多くは、母親が就労しなくてはならない状況であり、就業の問題や子どもの教育の問題などを抱えており、父子家庭についても、家事、就労、子どもの教育の問題などを抱えています。

そのため、ひとり親家庭の自立化を確保するため、相談・支援体制の整備を図ります。

施策の取組

① 母子福祉団体への支援 (母子寡婦福祉連合会への協力)	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○母子福祉団体等に対する必要な施策を講ずるように努めます。	
【評価】 ○今後も継続して事業を推進します。	
② ひとり親家庭等に対する相談体制の 充実や情報提供	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策、取組についての情報提供を行います。	
【評価】 ○今後も継続して事業を推進します。	
③ ひとり親家庭医療費助成事業 (すこやか医療)	担当課：町民課
【事業内容】 ○ひとり親家庭等に対して、児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日まで医療費の自己負担分を、父又は母等の医療費の一部を助成しています。 ただし、所得制限を設けております。	
【評価】 ○今後も継続して事業を推進します。	

推進施策6 要支援児童へのきめ細やかな取組

障がいのある子どもと家族が安心して生活が送れる地域社会を実現するため、在宅支援の充実を努めるとともに、障がい児保育については、一人ひとりの特性や成長に応じた多様な保育を行うための環境整備を推進することが必要です。

障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていけるよう、在宅福祉サービスを充実させ、地域の見守りの中で育っていけるようにします。

また、様々な理由により、不登校や不登校傾向にある児童・生徒への支援の取組を実施します。

施策の取組

① 重度心身障害者医療費助成制度

担当課：町民課

【事業内容】

○重度障がいのある方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。
ただし、所得制限を設けております。

【評価】

○今後も継続して事業を推進します。

② 教育相談室の開設

担当課：学校教育課

【事業内容】

○様々な教育相談を受け、不登校傾向にある児童・生徒の「子どもたちの心の居場所づくり」を図り、自立に向けた支援を行います。

【評価】

○今後も継続して事業を推進します。

③ 障がい児保育・放課後対策の充実

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○保育所（園）、幼稚園等放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受け入れの推進および時間の延長や障害児通所支援の提供を実施するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。障がい児の主なサービスは次のとおりです。

- ・児童発達支援…身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
- ・放課後デイサービス…学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
- ・障害児相談支援…サービス支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者との連絡調整を行い、計画の作成を行います。

【評価】

○今後も継続して事業を推進します。

推進施策7 児童虐待防止対策の推進

児童虐待への対応は、関係機関や庁内関係課が密接に連携して、状況に応じた適切な対応を迅速に行うことが求められます。

このため、児童相談所等の関係機関、団体、庁内関係課が、住民を含めて児童虐待防止ネットワークの構築を図り、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきます。

施策の取組

① 関係機関との連携強化

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議を定期的を開催し、児童相談所等の関係機関及び庁内関係課による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。また、個別ケース検討会議を随時開催し、児童に直接・間接的に関わる機関の役割を共有します。

【評価】

○今後も継続して事業を推進します。

② 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期対応を図ります。児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するために、子ども家庭総合支援拠点に専門職員を配置するなど、児童虐待の対応力の強化を図るとともに、こども発達相談での対応により、発達に支援を要する子どもに対する支援の充実を図ります。また、地域子育て支援拠点事業を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。

【評価】

○子ども家庭総合支援拠点の運営により、専門機関との協議を図り、継続して切れ目のない対応を行います。



基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

推進施策1 多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実

子育て支援のニーズは多様化しており、中でも保育サービスについては通常保育サービスはもちろんのこと、延長保育や休日保育などニーズが多岐に渡っています。保護者や現場の保育士等の意見を聴きながら、基盤整備を進めます。

施策の取組

① 認可保育所

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○認可保育園が4か所あり、保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに努めます。また、乳児の受け入れなど低年齢児保育の充実を図るため、施設整備や保育体制について引き続き検討し、保育ニーズにあった体制整備を行います。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② 延長保育

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○延長保育とは、保育所（園）の開所時間は午前7時から午後6時までの11時間ですが、開所時間が11時間を超える場合をいいます。本町では、分園をのぞいたすべての認可保育所（園）で延長保育を実施しています。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

③ 夜間保育

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○夜間保育とは、午後6時を過ぎて、保護者が仕事などの事情により、子どもの保育ができない場合、保護者に代わって保育をすること、またその制度です。

【評価・今後の取組】

○現在本町では実施していません。また、ニーズ調査でも利用意向は少ないですが、今後本事業の保護者への周知、推進を図っていきます。

④ 子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、夕方から夜間において、保護者の疾病、冠婚葬祭、子育てからのリフレッシュなどの理由により、一時的に保育が必要となった場合、子どもを預かるシステムです。

【評価・今後の取組】

○現在本町では実施していませんが、引き続き利用へのニーズを把握し、事業の必要性について検討し、今後本事業の保護者への周知、推進を図っていきます。

⑤ 休日保育	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○利用対象者は就学前児童で、保護者の勤務形態の多様化に応じた保育の実施を実現するため、日曜日・祝日等に保育に欠ける児童を保育する事業です。現在町内では、たけのこ保育園が実施しています。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑥ 一時預かり	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合又は、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要となった場合、保育所（園）等において児童を一時的に預かることができる事業です。 【評価・今後の取組】 ○現在実施している施設はありませんが、今後実施に向け検討していきます。	
⑦ 病児・病後児保育（病後児対応型）	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○病児について、病気や病気の回復期にある場合に、病院・保育所（園）等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。 【評価・今後の取組】 ○現在実施している施設はありませんが、今後実施に向け検討していきます。	
⑧ 子育て援助活動（ファミリー・サポート・センター）	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者共に登録する会員組織によって運営されています。 【評価・今後の取組】 ○現在、本町では実施していません。また、ニーズ調査でも利用意向は今のところありませんが、今後本事業の保護者への周知、推進を図っていきます。	
⑨ 認定こども園	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○認定こども園とは、幼稚園、保育所（園）等のうち、（ア）就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、（イ）地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。 【評価・今後の取組】 ○現在、野辺地町には対象施設はありませんが、後は広域入所を含めて保護者の多様なニーズに合わせ、対応できるような体制を図ります。	
⑩ 家庭的保育事業	担当課：健康づくり課
【事業内容】 ○乳児又は幼児について、市町村の認可を受けた家庭的保育事業者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業です。 【評価・今後の取組】 ○ニーズ調査等において、ヘルパーによる家事援助等の産後支援のニーズが高かったことから、後は支援体制の拡充に努めます。	

⑪ 幼稚園における預かり保育

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○家事や勤務等の都合により、保育時間の延長や長期休暇中の保育を希望する保護者のために実施しています。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

推進施策2 教育・保育サービスの質の向上への取組

日中の長い時間を保育所（園）で過ごす子ども達の生活と成長を保障するためにも、保育の質の確保は重要です。

サービスの情報提供、評価制度の導入などを検討し、資質向上を図ります。

施策の取組

① サービスの質の向上に向けた積極的な情報提供

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○保育サービスの利用による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② 評価等の仕組みの導入・実施への取組

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について検討します。

【評価・今後の取組】

○各施設の問題点等を児童福祉対策部会で議題として取り上げていきます。

③ 幼児教育の充実

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○基本的な生活習慣を身につけることを基本に、子どもの成長に応じた一人ひとりの個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・認定こども園等の特色を活かしながら、教育・保育環境の中核である教員・保育士の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

推進施策3 放課後児童への対策

共働き家庭の親が安心して子育てし、働き続けることができるよう、学童期の保育サービスの拡充に取り組めます。

施策の取組

① 学童保育事業（放課後児童クラブ）

担当課：健康づくり課

【事業内容】

○保護者が日中、就労等のために家庭にいない小学生児童が健やかに成長できるよう、学童保育を実施し、適切な遊びや放課後の居場所を提供します。

【評価・今後の取組】

○新・放課後子ども総合プランの施行にあたって、利用者の動向等を踏まえながら、新たな学童保育事業の体制を検討します。また、令和2年度からは、野辺地小学校児童を対象にして町立児童館で実施してきたキラキラキッズを同校内に移設し、移動途中での交通事故等を防ぎ安全化を図ります。

推進施策4 就労環境の整備促進

女性が仕事と子育てを両立させていくためには、子育てをしやすい労働環境の整備が重要な条件となります。育児休業制度が実施されましたが、普及・定着が十分ではなく、男性の取得者も少ない状況です。このため、育児休業制度の普及・活用の促進や、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにする働きかけを進めます。

施策の取組

① 意識改革推進のための広報・啓発・研修・ 情報提供

担当課：関係各課

【事業内容】

○労働者、事業者、地域住民等へ「多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し」の意識改革を推進するための広報・啓発・研修・情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② 仕事と子育ての両立支援のための整備体制、 関係法令の広報等

担当課：関係各課

【事業内容】

○仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法令等の広報・啓発・情報提供等について、国、県、関係団体等と広域的連携を図りながら積極的に推進します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。



基本目標3 学びを通して親子が育つ環境づくり

推進施策1 次世代を担う青少年の育成

心豊かでたくましい青少年の育成のために、地域や社会教育施設の主催する事業を通して、多様な体験活動の機会の充実を図ったり、子どもの読書活動に関する理解と関心普及・啓発と読書環境の整備に努めます。

施策の取組

① 各種行事の充実

担当課：社会教育・スポーツ課

【事業内容】

○文化少年団活動（6～12月 小中学生対象）・子ども会事業（通年幼児～中学生対象）・ふれあい通学合宿（9月 小学5年～中学生対象）・在学青年ボランティア活動（通年 高校生対象）・子ども司書養成講座（7月～2月 小・中学生対象）・子どもの読書活動の充実（おはなし会、おはなし工房、子ども映画界、ドキドキおはなし会、読書マラソン、読書でスタンプレース、子ども読書週間等行事、出前おはなし会、クリスマス会、読書感想文コンクール（後援）、わんぱく図書館だより「わくわく」の発行）

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

推進施策2 文化活動の促進

図書館を通じて、子どもたちが日本語の美しさ、物語の楽しさに触れる機会を提供し、豊かな想像力と言語力を育む支援を行います。

また、野辺地町の「歴史」を大切に、貴重な伝統文化を子ども達に継承する事業の充実を図ります。

施策の取組

① ブックスタート事業

担当課：図書館

【事業内容】

○赤ちゃんと保護者が、絵本を通して楽しいひと時を分かち合うことを応援するため、6ヶ月児健康相談にブックスタート・パックを手渡し、絵本の読み聞かせやふれあい遊びを行っています。（毎月開催）

○絵本を通したふれあいを深めるため、1歳6か月健診時にブックスタートプラス・パックを配布しています。（年6回開催）

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② ヨチヨチおはなし会

担当課：図書館

【事業内容】

○乳幼児とその保護者の方を対象として、絵本の読み聞かせやパネルシアター、手遊びなどを行っています。（月1回実施）

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

③ おはなし工房

担当課：図書館

【事業内容】

○季節などの絵本を読み聞かせした後、関連した折り紙や簡単な工作を行っています。（月1回実施）

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

④ ドキドキおはなし会

担当課：図書館

【事業内容】

○図書館サークル会員が、季節やテーマに合わせた話を、エプロンシアター・影絵・人形劇などで上演しています。（年2回春・秋に開催）

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

⑤ 出前おはなし会・読み聞かせ会

担当課：図書館

【事業内容】

○図書館サークルが、保育園や幼稚園に出向いて、絵本の読み聞かせを行っています。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

⑥ 「朝の読書」読み聞かせ会	担当課：図書館
【事業内容】 ○図書館サークルが小学校に出向いて、「朝読」の時間に絵本の読み聞かせを行っています。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑦ 子ども司書養成講座	担当課：図書館
【事業内容】 ○読書好きな子どもたちが、司書の仕事の知識や技術を修得し、そのノウハウを図書館や学校で活かしながら、友達や家族に読書の楽しさや素晴らしさを広める子どもの読書推進リーダーを養成することを目的とし開設しています。（7月～2月）	
【評価・今後の取組】 ○現在休止中のため、今後再始動できるよう計画しています。	
⑧ 子ども映画会	担当課：図書館
【事業内容】 ○幼児と小学生を対象に、当館及び上北視聴覚ライブラリーが所蔵しているアニメや童話作品等を上映しています。（夏休みに開催）	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑨ のへじふるさとカルタ会	担当課：図書館
【事業内容】 ○町の歴史や史跡、文化などを楽しく遊びながら学ぶことを目的に、幼児と小学生を対象として開催しています。（1月に開催）	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑩ 職場体験・見学会受入れ	担当課：図書館
【事業内容】 ○中高生を対象に職場体験の受入れ、また小学生を対象とした図書館見学会等を実施し、生徒・児童が図書館で仕事等を実際に体験することにより、図書館に対する知識や理解を深めてもらうため受入れをしています。	
【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	

推進施策3 学校教育の充実

社会の中で自立するための力を身につけ、国内外で活躍できる人材として成長できるよう「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、これら3つの調和のとれた育成を重要な課題としています。

また、本町の豊かな自然や伝統・文化を生かした学習を取り入れながら、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、想像力豊かで新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成します。

施策の取組

① 確かな学力の育成

担当課：学校教育課

【事業内容】

○子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学び、課題を解決する力を育成します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② 豊かな心の育成

担当課：学校教育課

【事業内容】

○子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、模範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度、自らの生き方を考える力等を養います。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

③ 健やかな体の育成

担当課：学校教育課

【事業内容】

○生活習慣や食に関する指導力及び体育活動の充実を図り、子どもたちが生涯にわたってたくましく生きるために必要な力を養います。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

④ 特別な教育的ニーズに応じた教育の充実

担当課：学校教育課

【事業内容】

○障がいや不登校等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子どもの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

⑤ 情報化・国際化に対応する教育の推進

担当課：学校教育課

【事業内容】

○子どもたちの情報活用能力（情報モラルを含む。）を養うとともに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、異文化理解の精神等を育成します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

⑥ 公平な教育機会の確保	担当課：学校教育課
【事業内容】 ○経済的・地理的条件に課題を抱えている子どもに対し、公平な教育機会を確保するために必要な支援を行っていきます。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑦ 幼・保・小・中・高の連携の推進	担当課：学校教育課
【事業内容】 ○幼・保・小・中・高の連携・協力・交流を推進し、情報を共有し合い、子どもたちに多様な学びの場を提供することで活力ある個性豊かな教育活動を実施します。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑧ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	担当課：学校教育課
【事業内容】 ○学校・家庭・地域の連携のもと、良質できめ細やかな学校教育を行うため、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす仕組みや、地域住民の参画による学校支援体制を構築します。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	
⑨ 教育環境・指導体制の整備	担当課：学校教育課
【事業内容】 ○知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成する教育を実現するために、安全で安心な教育環境を構築します。また、町内小学校の規模適正化に向けた取組を加速させます。 【評価・今後の取組】 ○今後も継続して事業を推進します。	

推進施策4 青少年スポーツの振興

子どもの頃から生活習慣や健康について正しい理解と実践力を身につけておくことは、生涯を通じて心身ともに健やかに生きていくためにとても重要です。

そのために、子どもたちが自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身につけるとともに、健康の推進と体力の向上が進められるよう、学校体育・スポーツの振興に努めます。

施策の取組

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

担当課：社会教育・スポーツ課

【事業内容】

○町民の健康維持増進と体力の向上を図るとともに、町民スポーツの普及・推奨に努めます。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② 競技スポーツの推進

担当課：社会教育・スポーツ課

【事業内容】

○競技選手強化策を充実するとともに、県大会、東北大会、全国大会を誘致するなど、競技力向上の対策に努めます。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

③ スポーツ環境の整備・充実

担当課：社会教育・スポーツ課

【事業内容】

○住民が気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ環境の整備・充実に努めます。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。



基本目標 4 安心・安全なまちづくり

推進施策 1 安心して利用できる公共施設づくり

公共施設の安全化・快適化を図るため、公共施設等の新設や修繕を行い、子どもや保護者が安全に、安心して快適に利用できる公共施設の整備を行います。

施策の取組

① 公共施設等のバリアフリー化

担当課：関係各課

【事業内容】

○すべての人が安全で快適に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化※を推進します。

※バリアフリーとは本来、障がい者が利用するうえでの障壁が取り除かれた状態として広く使われています。ここでのバリアフリー化は、子ども・障がい者・高齢者の方も含め、誰もが安心して公共施設等を利用できるよう、建物内の段差をなくす、手すり等を取り付けるといったことです。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

推進施策2 交通安全教育の推進

子ども達を交通事故から守るためには、子どもたち自身が自己の恐ろしさを知り、どのような点に注意をして町の中を歩くのかを知るために交通安全教育を進めていくことが重要です。

幼稚園・保育所（園）等の幼児については各施設において、小学生以上については学校教育の場を利用して警察及び交通安全団体と連携を図りながら、交通安全教育の推進に努めます。

施策の取組

① 交通安全推進事業

担当課：防災安全課

【事業内容】

○各種団体とともに街頭等での啓蒙活動を実施し、安全運転の普及に努めるとともに、交通安全標識等の整備を推進します。また、通学路に交通整理員を配置し、児童が安全に道路を通行するために必要な誘導を行い、通学時における交通事故抑止に努めます。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② 交通安全教室事業

担当課：防災安全課

【事業内容】

○警察および交通安全団体と協力して、幼稚園や保育園、小中学校において交通安全教室を開催し、交通ルールの習得や事故防止の運動を進めていきます。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

推進施策3 子どもを守る防犯対策

現在も各関係機関・団体による安全確保のための施策が実施されていますが、時代の変化に伴い子ども達を犯罪から守るために、より充実した安全・安心対策の実施が望まれています。

地域住民の自主的な防犯意識の高揚や各関係機関・団体の活動の継続実施等を支援し、地域ぐるみの協働による安全の確保を図ります。

施策の取組

① 防犯対策事業

担当課：防災安全・学校教育課

【事業内容】

○子どもを犯罪などの被害から守るため、警察・防犯協会および関係機関と連携を図り防犯対策、犯罪の抑止に努めます。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

② 防犯パトロール事業・子ども見守り事業

担当課：防災安全・学校教育課

【事業内容】

○学校付近や通学路等において、PTAなどの学校関係者や防犯ボランティアの関係機関・団体と連携したパトロール活動及び子ども見守り活動を推進します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

③ 防犯ボランティア活動の推進

担当課：防災安全・学校教育課

【事業内容】

○子ども達がトラブルに巻き込まれないように、安心して暮らせる環境を確保するため、地域のコミュニケーションを図りながら、犯罪などにあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」などの防犯ボランティア活動を推進します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

④ 声かけ活動の推進

担当課：社会教育・スポーツ課

【事業内容】

○次代を担う子どもたちに命を大切にする心を伝え、また、大人には子どもに積極的に関心を持ってもらうため、小学校、中学校、高等学校等で一斉に、保護者や地域住民等が参加した声かけ運動を推進します。

【評価・今後の取組】

○今後も継続して事業を推進します。

第 7 章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

（２）家庭の役割

保護者には、子育てについての第一義的責任があり、家庭は子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っています。この考えに基づき、子どもとのスキンシップを深め、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において家族が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりが地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

（３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を
選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、
働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く
人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしなが
ら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、
行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補い
ながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

２ 計画の推進に向けた３つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供す
るため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育
て支援を推進することを目指します。

（１）市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じ
て計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の
子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進め
ていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに
応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要
となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子
ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及
び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供
等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に
関与していきます。

（２）近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

（３）国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

３ 計画の達成状況の点検・評価

本町では、介護・福祉課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「野辺地町包括ケア会議 児童福祉対策部会」において、その内容について評価を行ってきました。（令和２年度より健康づくり課へ移管）

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することもありうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。